矯正図書館

監獄雜誌

第四卷第八號

目錄

●論說……函館設人（一頁）
●刑法改正ノ調査アルヲ聞テ所望ヲ記ス……湘南生
●刑法ノ善惡ハ監獄ニアラザレバ確然判知スベカラズ……南岡幸助
●犯罪病根論……（一四頁）
●飜譯……山上義雄譯（二〇頁）
●エルザス及ロードリンゲン州監獄法（承前）
●海外通信……北井隱士（二一六頁）
三件……水野基一
●敎誨……樺戸（二一三頁）
●個人的敎誨ニ就テ
●監獄敎誨ニ關スル勸戒數則
●問答……大坂洋々散士（三一六頁）
●刑期經過ノ爲メ出監方ニ就テ
●雜錄……（三一六頁）
●戒護上ノ注意（隱語あて）
●德川文庫貸劇一班（承前）
●統計……（四〇頁）
●廿五年中假出獄ヲ取消又ハ不認可及停止人員調
●廿五年中有實表者處罰者比較表
●通信……（四五頁）
數拾件
●雜報……（五一頁）
數拾件
●寄書……霞堂主人（五五頁）
●副囚裁判ニ對スル控訴期間ヲ論ス
●特赦ノ本質ヲ論シテ町田氏ニ答フ……嵐島磯々學人（六〇頁）
●監獄彙報……（六二頁）
數件
●德川時代諸國囚徒入墨ノ圖……（六二頁）

警察監獄學會發兌

矯正図書館

◎會　告

監獄雜誌遞送ノ義ハ郵便ニ依ルノ安全且迅速ナルヘキヲ以テ毎月一回ノ發行ヲ期シ居リ候處ニ從來ノ慣例ニ依リ書籍ノ小包トシテ發送シ來リシ處其ノ重量ハ僅ニ一封ニ過キサルニ拘ハラス郵便規則ニ依レハ書籍ノ小包ハ一封ニ付キ三百匁ヲ超ユルヲ得サルヲ以テ其ノ都度數封ニ分チ發送シ來リシ爲メ其ノ手數ト費用トハ實ニ容易ナラサルモノアリシヲ以テ今回ヨリ之ヲ改メ一封ニ付キ三百匁ヲ超ユルモノハ總テ之ヲ鐵道便ニ依リ發送スルノ方法ヲ取ルヘキニ付テハ從來ノ如ク郵便ニ依リ發送スルモノハ其ノ重量三百匁ヲ超ユルヲ得サルヲ以テ其ノ都度數封ニ分チ發送スルノ煩ヲ免レサルヘシ

鐵道便ニ依リ難キ地方ハ運輸、郵船、通運會社等各種ノ早達便ニ付シ遞送相成候處鐵道便ノ外ハ意外ノ遲着ヲ生スルノミナラス其費用却テ郵便ニ超過シ到底實行シ難キヲ以テ今後ニ在ッテハ必郵便及鐵道客車便ノ二途ニ依リ遞送ノコトニ確定セリ就テハ郵便萬一ノ不着ヲ豫防スル爲メ將タ本會幾分ノ手數ヲ省略スルノ目的ヲ以テ多數御購讀員有之個所ハ其帶封ハ一々氏名ヲ記セス該官署宛相當部數御送付可致ニ付到着ノ上ハ御主任官ヨリ各位ヘ御配布方御盡力相仰度又受付諸官ニ於テ空敷御返還等不相成樣豫メ御通牒被下度此段相願候也

九　月　　監獄雜誌出版主任拜告

●看守必携獄務提要
●監內揭示條目辨解

右二書再三版ノ分數百部殘本有之若シ五十部以上一纏メ御購讀被下候ハヽ非常減價ヲ以御需用ニ應スヘク此段廣告ス

監獄學會出版部

◎寄書家諸君ニ告ク

本會ニ寄送セラルヽ草稿用紙中卷紙ヲ以染筆送付セラルヽ向有之印刷ノ際一々他用紙ニ淨書ノ手數有之發行多忙ノ際困難致候間爾後ハ半紙又ハ美濃紙ヲ用ヒラレ尙一行二十一字詰トナシ字体ノ分明ナランコトニ御注意アランヿ希望ニ堪ヘサルナリ

又前々ヨリ寄セラレタル諸家ノ玉稿編輯机上堆ヲ爲シ居ルモ他ノ材料ノ爲メ乍遺憾舊稿一二ヲ揭載スルニ止メシモ次號ニ於テハ可成一時ニ登載シ其厚意ヲ謝センコトヲ期ス寄書家諸君宜シク此意ヲ了セラレヨ

八木秀太郎譯補

●格氏監獄學

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偉く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーバッハ氏の口に籍りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クローヲ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益ある大著述にして其有用欵くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此擧あるに至れり本來原書は六百餘頁の大冊なれハ一時に之れを出版するは自他の不便あるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪の刑罰第三篇獄舍の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附錄の諸部を大凡毎月一回づヽ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益ある統計表數種幷に繪圖幾枚を添付すへし然るに譯者ハ勿論本會に於ても專ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれは只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別ある割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君ハ悉皆多人數一所に集合し居らるヽに由り此割引法の利益を享受せられさるもの恐くは一人もなかるべし唯切に望む各監獄署に於ても代金取纏方を協議ありて雙方の手數を要せさる樣深く御配慮あらんことを

矯正図書館

豫約出版方法

一第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず必印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし

一冊子ハ大版一頁十四行三十字詰とす

一一集の紙數凡百頁以上にして毎集假表紙を付す

一全部完成の後郵稅往復とも自辨送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す

一豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢

但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事

一申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし

一送本の郵稅は本會にて支辨す

一送金ハ郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし

一豫約申込期限は八月三十日とす

右の通相定候間例に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

明治廿六年七月

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

本書第一回の印行ハ八月中旬を期し又豫約期限は同月三十日とせしも譯補者八木秀太郎君小田原閑居後病氣に罹られ充分執筆し得られざりしを以て乍遺憾第一回出版ハ九月中旬豫約期限ハ九月三十日と改正せしも譯者の疾患茫茫癒へす爲めに第一集は半途にして今日迄脫稿に至らす纔かに病間を得て從事せらるゝを以隨て其發行非常に遷延せり併し昨今余程輕快に向はれたるを以日ならす脫稿に至るへく幸ひ今日迄豫約御申込なき各署は此際速に愛讀の御報に接せんこと希望に堪へさるなり

出版部拜告

矯正図書館

論說

●刑法改正の調査あるを聞て所望を記す

函麓

刑法改正の談を聞くは實に今日に始るにあらす既に數年以來幾回となく草案を改め一度は帝國議會に付議し爾後繼續して今日に及へるなり而して今や漸次其歩を進め將に近きに結了する所あらんとするやの風說あれは予輩の多年蓄積する所の卑見を開陳して當局者の參考に供するの好時機なるを思ひ敢て蕪辭を陳べて賢明を犯さんとす仰希くは予輩の微衷を諒察あらんことを

予輩の論せんと欲するは主として總則中の條項に係れり本來一監獄家たるの眼孔を以て觀察する所の結果あるを以て恐くは大體に通せさるの譏あらんことを予輩は固より毀譽に關心せす只監獄の爲めに計るの熱情溢れて此蕪辭を結成するあれは誤謬もあらは垂教を吝む勿れ豫め大方に願ふと云爾

刑法の改正は如何なる邊に迄及ふへきや其原則にも變更を見るへきや將た又細目の改正に過きさるへきや予輩不敏にして未た之を知らす故に予輩か現行法を基として予輩の所望を列記し付て其理由を畧說すへし

一刑名を簡略にする事

自由刑は自由刑なり自由刑の種類を複雜にするは畢竟何の意に出るや必すや犯罪の輕重に相應して輕重種

矯正図書館

々の刑名を設くるの趣旨なるへし然れとも實際に於てハ輕重不同の種々なる實行方之あるあり結局自由刑は一の刑名に過ぎさるあり殊に今日の如く同一の監獄に於て諸刑を實行するの實況なるを以て愈々其然るを見るなり設し種々の監獄を特設して諸刑を各別に實行せんと企るも是又徒勞に過ぎさるへし現行刑法は自由刑の種類を細別して十種とし曾て世に公にありたる改正草案にも猶五種の多きあり予輩は何故に此の如く多種の刑名を必要とするや千思萬考するも未た其理由を發見し能はさるなり予輩は若し存分の改正を爲し得へくんは單に一刑と定めんと欲するあり然れとも一旦に十種より減して一種とおさんとするは頗る極端に失するの嫌あれは暫く退讓して二種と云んとす即長期刑と短期刑とを區別し特設二種の監獄に拘禁せんと欲するあり而して長短の境界は大率五年又ハ三年に劃すへし此五年又は三年は假出獄を許可するの最短期たるへし又此五年又は三年を境界として便宜上殊に從來の習慣に由り重罪の刑及輕罪の刑を區別し監獄も亦從て重罪監及輕罪監と二樣にするも可あり此の如く刑並之を實行する監獄を重輕の二種に區別するは決して積極的の必要あるにあらす只從來の慣例を繼承し且行政上の便宜を計らんと欲するのみ且假出獄を重刑に在てのみ許可することに改定せんと欲するも亦其一源由なり試に行政上の便宜とは何を指稱するやと問ふに是ハ監獄行政上牒簿の調製工錢の給與及保管等に關する事あり即長期刑の囚人に在ては自ら身上の出來事も繁多とあり從て牒簿に記入する事項も煩雜あれは比較的に事件少き短期刑とハ全く牒簿類の樣式をも區別すれは取扱上頗る手數を減少し得らるへきあり又工錢の給與も其比例を殊別にし金額に多少の差異を設くるに便宜あり其保管に至りても亦然り

刑種簡單にして一刑又ハ二刑となすには有役及無役の區別を廢止せさるへからす故に隨分異論あるへき問題ありと思考す殊に國事犯等の犯人を强窃盜と同一の刑に處することゝおれハ頗る事體を得さるか如く然り然れとも退て熟考するに到底實際に於てハ自由刑の實行方を二樣にすることを能はす結局名義のみの區別に過さるなれは寧ろ總体に有役の一刑と定めんと欲するあり原來自由刑は風敎上より觀察すれは不適當ある玉石混淆的の刑たるを免かれす何となれは罪の醜穢なると否を區別することなけれはなり一例を擧くれは酒興に乘し喧嘩して毆擊したる者も亦窃盜と同一の監獄に繫留せらるへしとは抑も亦不當ならすや然れとも吾人今日の知識を以てしては比較的に自由刑最完全と認むるに由り暫くは忍て之を採用することあり決して今日の自由刑を以て無瑕瑾の刑とは思考せさるあり其刑名の有役なるか無役なるに至りては世人の問ふ所にあらされハ監獄に入りたる者とおれは世人の擯斥を被ること彼此の差別あるなし今有役無役の二刑を必要と論する者は實際の效果を熟知せさるに由るのみ而して無役刑の囚人は實際無作業にして座食せしむへきや是れ決して許容すへきことにあらさるへし囚人の私益を慮りても徒然獄窓の下に靜座するの健康に害あるは勿論にして必す相應の作業を執らしむへきこと緊要あり況や懶惰其性となるときは入獄の爲めに反て其人の品位を墜落するの不都合ある結果を生するをや既に最新の刑法(蘭國の如き)には無定役囚自ら作業を選擇せさるときハ定役囚の如く之を科すへしとの規定あるにあらすや故に寧ろ名實不適合の無役刑を存せんよりは悉皆有役と一定せんことを欲するものなり監獄官にハ犯人の個人的關係を判別する能力あり豈其人の經歷及人物に由り適應の役業指定するの注意おからんや而して既に此注意ありとすれは

矯正図書館

別に有役無役の二刑を必要とするの理由なかるへし

事稍々細目に渉り議論煩雑に失するの虞れありとも少しく實際の狀況を記して監獄局外者の一考を乞ふへし監獄に設置する所の作業は如何ある種類の者あるやと問ふに第一其所在地方に於て需要最廣き工業と答ふへし例之は沿海にして漁業盛大ある地方に在ては漁網用の繩縄最廣く行はれ盛大なる鑛山の近傍及北海道と航通の便ある地方に於ては草鞋の製造最多し之に反して邊鄙の地方に於て煉瓦石を製出するも之を何地に向て販賣すべきや第二には該監獄の特産として其名ある工業なりとす岡山の錦莞莚山口の夏帽子の如き又ハ特産と言ふへからさるも多年繼續して製出するに由り販路漸く一定せる靜岡の製紙兵庫の燐木の如き是なり其他は建具勝手道具座敷道具等の如き又は裁縫靴工等の如き一は該地方經常一般の需要に應するもの一は官廳の需要に應するものあり又三池の如く專ら石炭採掘を目的として設置したる監獄もあり然れとも是は例外たり要するに販路ある物品にあらされハ製造すへからさることは一定動かすへからさる所の原則あり是を以て一々囚人の身上に相應する作業に就かしむると云ふも頗る雜事あり設し現在設置の作業ありとも相當の人數滿員する際には新入監者を如何に該業を適當とあせはとて直に之に就かしむ可らす又製品一時堆積するときは其製造を停止せさるへからさることもあり又屋外に於ての作業雨雪に逢へは頓に中絕することもあり又分業を必要とする工業に在ては一部の製造の遷延するの已むへからさるに際しては他の各部をも併て停止せさるへからす結局種々の都合あるものあることなれは所好の作業を請求し得へき無役刑を法律に存すれはとて實際に於ては有役刑と毫も區別なきに終るなり況や現行監獄則に規定するか如く作業の種類は典獄之を指定すと云ふに於てをや

右の如く有役及無役の區別は實際に於て成立すへからさるなり果して然らは最初より無益の區別を設けさるの優れるにハ如かさるなり既に定役の有無を以て區別せすとならハ單に刑期の長短を區別の標準と爲すへきこと必然の結果なり然らは之を如何に區別すへきやを問ふに所謂重罪の刑は大凡三年又は五年以上十五年又は二十年以下とし輕罪の刑ハ大凡十五日以上三年又は五年以下とするを適切なりとすへし予輩は上端に就てハ格別の意見あし只下端は少くとも十五日以上位に限定せられんことを熱望せさるへからす是從來の實驗上數日に過きさる最短期刑は殆と刑の效用あく會々以て法律の尊嚴を汚瀆するに足るの遺憾あるを以てなり刑ハ固より苦痛を具有せさるへからす然るに數日の拘留は多數の受刑者に向て何等の苦痛を與へさるのみあらす或ハ反て他人の家に客寓するの感覺を生せしむへし受刑者の十中九迄ハ最下等の貧民あり無事安樂に雨露を凌き且飢渴の憂あらしむ其時々休息の心持にて平然恬然として受刑し來るも毫も異しむに足らさるなり故に自由刑の最短期は少くとも十五日以上と一定せられんことを希望せさるへからさるなり其違警罪の自由刑に至りては予輩は之か全廢を主張し之に代るに罰金を以てせんと欲するなり是は別問題として更に論述することあるへし

刑名は如何すへきや予輩ハ格別の意見なし若し推問を辱ふすることあらハ重刑を重禁錮と稱し輕刑を輕禁錮と稱すへしと答へんの或は又一を懲役一を禁錮と稱するも可なるへし予輩は本來一刑を主唱する者あれは此等の區別にハ頗る冷淡なるも亦已むを得さるなり若し今日に於て一刑論の成立することあらんか予輩

矯正図書館

ん萬國の未た斷行し得さる所の一問題を我國に於て先鞭の榮譽を博取するものあれん將に大白を擧けて祝せんとす既に倫動會議以來の一大問題にして漸次此方針を取りて刑法を改正したる諸國も二三に止らさる今日の事なれは我國に於て恰も刑法改正の擧あるの好機會に際し斷然他國に先んして一刑論を實施せんこと愉快あらすや又其順序ならすや

尙刑の適用上に於ても一刑又は二刑として毫も支障あき所以を辨明するの必要あれとも是は予輩の講究する範圍外に逸出するに由り且は判然たる事柄にして深く論究するにも及はされん畧して玆に喋々するを爲さす唯特に一言すへき必要あるん刑の適用の範圍を最廣汎とし犯罪の事情及犯人の個人的關係に由り充分斟酌して刑期を量定し得へからしむるの一事ありとす是予輩の裁判官を信任するの厚き決して不相當の處分あかるへしと確認すれはなり　（續出）

●刑法の善惡は監獄にあらされは確然判知をへからを

湘南生

曩に荷蘭國に於て刑法改正の擧あるや諸法學大家の意見を徵せしに就中有名あるファンデンテクス氏公言して云く先監獄及定役の組織如何を開示せよ然る後予は刑法草案に掲くる刑に就て卑見を陳述せん否らされん予は之か得失を判知し能はさるなりと善哉言や既に米國大家リヴィングストーン氏も此の如き說を唱へたることありと聞く實に所謂刑法は刑制の半面に過さす行刑法を待て始て其全豹を見るあり刑法如何に完全にして裁判所如何に整頓するも行刑の法不備にして組織不滿足あるときん刑制の效用果して那邊にかある故に刑法の完成を望むときは勢行刑法をも併て講究せさるへからさるあり

行刑法の名稱は我國從來の沿革に由り宜く監獄法と稱すへきの故に予輩も亦此名稱を襲用して敢て新文字を選擇せさるへし回顧するに我國の刑法は明治十三年發布以來既に十二年餘の經歷あり其間當局者は勿論局外者に至る迄多少公法に着目する有識の人々ん本法の利弊得失を考査して復た餘す所なかるへしと雖予輩の遺憾とするは刑の效果を監獄に就て實驗するの熱心家に乏く且刑法の改正に關して未た曾て監獄當務者の意見を徵せられたることなき是あり予輩窃に聞く司法省には刑法改正取調委員の設置あり裁判所長及檢事正の會議に際しては改正案を提出して諮問せられたることありと然るに今春典獄の會合せる機會あるにも拘らす殊に司法大臣等の一日臨席ありたりとん聞知せす嗚呼……

願ふに世人は槩して監獄及監獄官を輕視すること夫れ是の如くあるや歎息の至と言ふへきなり世人は犯罪人の增加するを厭忌せさるや又犯罪人の改俊する者少きを憂慮せさるや又一步を進めて痛言すれは犯罪人の監獄に出入する回數に從て益々其兇惡の度を昂進するを知覺せさるや又犯罪人の道德上の品位愈々低落すれは遠くは其毒を子孫に流し近くは其害を同鄉同地方に傳播するに心付かさるや又監獄費の徒に年々歲々增額するを嫌惡せさるや予輩の如き心身を監獄の事に委し日夜苦慮する者に在てん世人の爲めに惜み且惑はすんはあらさるあり然れとも或ん恐る一事に熱心の餘所見も偏僻に失するの譏あらんを予輩は只予輩の厚く信する所に從て虛心平氣に肝膽を吐露するのみ

矯正図書館

予輩の切に希望して敢て當路者に乞ふは首として監獄の實際に關係深き一二の人士を選て刑法改正取調委員に加へられんと是あり尚若し希望し得へくんは汎く監獄家に向て意見を諮詢せられんことを希望して已まさるあり予輩は監獄を以て國家の一大要務たりと確信す其國家百世の長計に大影響を及ほさんこと嗷々の言を須たさるあり監獄は國家の經濟に關係すること大なり何となれは監獄に拘禁せらるゝ者の過半は血氣旺盛ある壯年者(假に國家を一個の人體と做せは恰も其手足たる)と其嬴芽たる幼年者とに外あらされは此等の生產力の動靜は國家の成立に至大の關係あらんこと勿論なれはあり又監獄は國家の風敎に關係すること大あり何者犯罪人の其父兄として若くは朋友としての感化力(殊に惡性の)この他人に波及する範圍決して狹少ならされはあり又監獄ハ國家の兵力に關係することも亦少小ならす何者犯罪の爲めに兵員たるへき壯丁を損失することと毎年幾千若くは幾萬の多きに上るへければなり要するに國家の安寧は監獄の良否に左右せらるゝことと實に夥しと謂ふへし其最重大ある直接の利害を列記するも尙右の如し其間接あるもの及較々重大あらさるものに至てハ實に枚擧に遑あらさるあり而して此國家の安危にも大關係ありと云ふへき監獄は固より刑法を實行するの所にして刑法は監獄百般の事務の基礎あれは予輩監獄熟心家の刑法改正に就て大に痛痒を感するも決て其謂れあきにあらさる也現今社會(又國家)の勁敵たる犯罪軍を防禦せんと欲すれは警察裁判所及監獄の三機關深く協心戮力して之に當らさるへからす若し其一者たりともあらんか他の二者も共に其能力を逞ふすへからさるへし且や此三者の聯絡貫通を計ることも亦甚た緊要あるし個々別々の動作あらんか皆其全きを得さらんこと具に火を睹るか如く瞭然たり冀くは裁判所か刑法を專有し且犯罪の搜索及刑の適用をさへ全ふすれは能事了れりとの誤想偏見を抱くか如きことあからんを

●犯罪病根論

留岡幸助

余監獄敎誨に從事してより茲に三星霜未た囚人の何たる、又何の原因によりて罪囚となりたる乎に就きては充分の觀察も理論も立たす、曾に歐米大家の理論を看て或は唯々し或は諾々し、或は拒否し、未た一定の見識あきあり、然れとも朝夕罪囚と語り、罪囚と交るにつき犯罪原因論に關しては幾多の思想胸中に横りて未た決する能はさるなり、或時は犯罪の原因を社會上經濟問題に歸し、或時は之を敎育問題に、或時は之を境遇問題に求む等一つにして足らさるなり、吾人の考ふる所によれは犯罪あるものハ單純なる一種の原因より來るものにあらすして、万種の原因之か基本をあすや明かなり矣、恰も腸窒扶斯病が數多の原因より來るが如く然り、就中余が觀察上注意をひくものハ腦髓の不正育、不發育より犯罪する者是あり、吾國の刑法大に進歩せりと雖未た以て裁判醫學の進捗せさるより、犯罪は一時腦髓の狂狀より來りたるものも、正邪の判斷明にして犯罪したるものも同一に處斷せられたるもののあらさる乎を察するに至りてハ憫の情措く能ハさるり、於是乎余ハ一日も早く刑事人類學(クリミナル・アンスロポロジー)の發達せんことを希ふて止まさるあり、

余二千五百有餘の罪囚に接する茲に年あり、而其が犯罪の原因一にして足らすと雖、就中腦髓不發育より犯罪せしもの甚た多を見るあり、我監獄に某罪囚あり、平素は至つて謹直役業に勵み、命令に柔順し、上と和し、下と睦み、一點の以て非難すへき所なし、然るに彼入監以來兩施鉢の犯則ありて長く施鉢の爲に

束縛されたり、去る年謹愼著しきを以て両施鉄とも解除せられたり、彼ハ著しき謹愼あるに何故両施鉄の犯則ありしやと尋ねるに、彼れ數年前殊に親しき一友囚ありけり、其睦まじきこと肉の兄弟も啻ならず、然るに一朝彼か心中に疑雲起り、何故か彼か親しき一友囚を怨恨し、或日のこと工場に於て鑿もて其親友を衝きけり、此が爲に彼ハ捕へられて扃禁され遂に両施鉄の嚴罰に處せられたり、余一日施鉄中彼を別室にひき彼の性行を尋ねたる所、彼ハ曩に遺恨の爲に同職某大工を殺害し今や既に無期の宣告を受けたり其殺害や遺恨の爲なりと云ふ、余彼に問ふて曰く汝ハ何故なれハ親しき同僚を殺し尙飽き足らすして入監中再も三度も親友を鑿もて撃つに至りし乎、彼答て曰く罪奴こと平素ハ如斯怖るへき惡意あるものにあらず、然れとも心中憤怨を燃し、怒氣加はるときハ道理を外つれ、前後を覺へす、彼我の利害ハ物の數ならず、一圖に殺氣熾々遂に今日あるを致せしなりと涙を流して已が淺間しきを痛恨せり、彼れ尙語を續ひて曰く『此も何かの因緣ならん』と彼れ自らの宗教にて明らめけり、

余該種の罪囚に接する少しとせず、未た充分の觀察研究せしことなしと雖恐くハ遺傳的及不正育腦髓より起る遇犯的道義心の狂狀にあらすや、

佛國の博士デスバイン氏ハ犯罪の原因を心理的に研究したる大家なり、氏ハ性理學哲學の大家として其名近世に高し、氏犯罪の原因を論結して曰く

(一)犯罪の原因ハ人の道義心に起る狂狀に歸せさる可らず、

(二)其狂狀を釀す所以ハ遺傳の作用より起る腦髓の搆造如何に歸せさる可らず、と

素より余ハ犯罪ハ腦髓の缺所より起るもののみとハ云ハさるあり、蓋し万種の原因之が基本をなすや明かなりと云ひしを以て知るべきなり、然れとも腦髓不正育よりして心意之が影響を蒙むり、遂に諸種の事情より犯罪するものあるハ今や蔽ふ可らさる事實とハなれり、近來歐米各國の大家此方面に向つて論究するもの多を見ても知る可きなり、

其論に曰く該種の犯罪ハ或一種の身体器關の搆造不完全より來る勢力にして犯罪者自らハ此勢力を鎭壓し能ハさるなり而該種の犯罪ハ其が身体に疾病ある徵候あり、其故にクリミノロジー罪科學ハ其が病理學にして又療法術を教ゆるものなり、然ハにや癲癇、犯罪、癲癇病の關係ハ密接にして評論研究す可き問題となれり、於是乎客觀的關係より論するときハ該種の犯罪ハ癲狂者自が其行爲に於て責任なきが如く責任なきものあり、言ハゝ該種の犯罪者ハ疾病の爲に、遺傳の爲に、生活の異るが爲に犧牲とありたる而已、而彼ハ此の如き事情の爲に内部の勢力に強ひられて斯くハあせしあり、然らハ該種の犯罪行爲ハ疾病の發現たる特徵と見て可なり、

素より該種の犯罪者ハ癲狂者と同一に論す可らさるものにして多少犯罪者として處遇す可き性質あるにあらずと雖、該種の犯罪者を純然たる違法者として懲罰するハ當然のことなりや、彼か行爲の結果につきては責任あるや否やハ輕卒に斷案を下すへきことにあらさるなり、近事人類學進歩するにつれてハ該種の犯罪者を如何に處遇す可き乎ハ愈明かあらんとする機運に向ひ來たれり、而該種の犯罪者が純然たる犯罪者にあらさることハ近事人類學者が今日迄蒐め來りし事實によりて明かとなれり、其事實ハ何によりて得

しや、即ち腦形研究の進歩是なり、腦の組織、普通の腦形、特殊の腦形の研究は念以て該種の犯罪者を純然たる犯罪人にあらすと斷せんとするに至れり、腦髄外科的研究の道ハ大に此の道理を證かひるに至れり、容貌は性質の寫眞ありとは古昔より持て囃されたる說にして古の人相學（フィシオノミー）は自然の進化によりて近世の觀相學（フロノミー）となれり、然るに茲十五年若くハ二十年以前より頭腦を學術的に研究することによりて行爲の中心として支配す可き中樞は頭腦の各所にありとの學說ハ比較的に進歩せり、以是人相學上諸種（いろいろ）の說は近事人類學者の凝く石とはありたり、骨相學者が犯罪者の形体（ガイプ）として言ひ顯はす、尖頭（テセファリックスタイプ）畸形、後腦發育の不平均腦髄一般の不平均、下顎の突出、鬚のなきこと、下顎の扁大奔、如斯不正形の發達は取りも直さず、心意の不良ある徴候なりとの說は取るに足らさる議論なり、犯罪の病根は顔面形象の如何にあらずして腦髄形造の如何にあること確實とおれり、疾病、遺傳等の作用によりて頭腦不發育せる犯罪の根元はかれにあらすして茲にあること確實ある信ををくに足る論証なり、

醫學博士ジャコビー氏は此の學說につきては正當の說を吐けり、『人の未た生れずして母の胎内にある時、將さに生れんとする時、生るゝや否や、赤兒の腦形ハ正にも不正にも形成せらるゝなり、』又曰く『赤兒の腦病ハ彼が此世に初めて生れんとして呱々の聲を發する前數分間内に肉体及心意に於る運命ハ決せらるゝあり、』激裂ある熱病を疾みし患者は其性質緩に又ハ激に變交することあるは凡の醫師が承認する所あり、此につき最も顯著なる實例は近來『ハーポル』雜誌中醫學博士ダブリウ、ダブリウ、キーン氏によりて起草されたる記事なり料、此の材の出處は一八八八年ノ月十一日の發刊にかゝる大英國醫術新報より抜錄せしものあり、この記事こそは犯罪病根は何れにある乎を證明し得る有力なる實証あり、患者ハ年齒三十才位の男子にして時を定めて狂亂する氣味ありと雖も素ハ幸福ある家族の首長にて良夫たり、慈父たるものあり、時に此の人殺意を生して時に己が妻子を殺さんとせしことありき、醫學博士マクイーウェン氏此の患者を治療せり、患者は蘇國の長老派に屬する「キリスト」信徒あり、彼れ聖書を坐右に置て之を尊崇すと雖聖書が教ゆる教旨は更に了解せさるなり、加之聖書中の文字や彼の爲には奇怪ある表號に過ぎさるあり、而他に異狀あるなし、マクイーウェン氏茲に一の見當をつけ此の患者は頭腦に異狀あるものと推察し頭蓋骨を解截して頭腦を調べし所V字形の三角に曲りたる骨片腦髄の實質（サブスタンス）に突入せるを見たり、博士は病根茲にありしを見て其が骨片を截斷し、元の如く頭蓋骨を縫合せしが其後此の患者は發狂の傾向はありしと雖殺意は斷念せりと謂ふ、然らは此患者が妻子を殺害せんとする念慮は不完全ある頭腦に異狀を呈せしにありと云ふこと明なり、然らは如何如斯ものを處遇するには犯罪を以てすへき乎、將又癲狂を以てすへきか、監獄に扉禁すへき乎、癲狂院に入る可きかハ有識ある讀者の判斷にあらんのみ、

俗に夫婦喧嘩を仲裁し彼我の葛藤を解除する仲裁人の口僻（くちくせ）に蟲の居り所が惡かりし故口論も出來不和も生するおれと言へるが、蟲の居り所とハ何そや、今日性理學の光輝（ひかり）によれば人躰中不和喧嘩を生する原因たるへき毒蟲の居る可き道理あし

其故に余の考察を以てすれば、人を歐打するものゝ内若くは喧嘩口論するものゝ内前宵或事情により睡眠を減し爲に腦髄に異狀を來し不快を感じをる時に怒らしむるが如き言語擧動ありて其不快を感じをる人に

矯正図書館

向つて或ハ悪口を吐き或は毆打することあれば彼ハ直に怒氣焰々制す可らさるの結果は人を毆打し殺害するは珍らしからぬことゝ思ふなり、其他暴飲をなして腦髓を刺衝し、遺傳によりて腦髓不完全なる者は、暴言毆打の出來事に遭遇せば彼は直ちに人を殺害せんとの意を生するや有觸れ易きことなり、俗に蟲の居り所が悪いと云ふは身躰の或部に欠點あり、重に腦髓に異狀ありて意志の制裁外に狂乱暴行するものならんと信するなり、該種の犯罪者恐ハ鮮からさるを信するなり、如斯は犯罪病根の原因たるにハあらさる乎、吾人は該種の研究に向つて敎を俟つこと茲に年あり矣、願ハ大方の識者此問題につきて敎を垂るゝに吝なる勿れ、

飜譯

●エリザス及ロードリンゲン州監獄法（承前）

山上義雄譯

第七十二條　前年末收入及支出殘額ハ別ニ帳簿ヲ設ケ預定收入及支出トシテ記入スヘシ

收入及支出殘額幷ニ增減

會計年度內ニ於テ生シタル預算過不足ハ增減トシテ取扱フヲ要ス變更ヲ生シタル際記入センカ爲メニハ各項目ニ別欄ヲ設クヘシ

運轉收入

豫算帳簿ハ每年度ノ會計帳簿トシテ使用シ得ルノ樣式ナルヲ要ス

第七十三條　會計年度內ニ於テ支出シタル金額ヲ其年度內ニ於テ收入シタル時ハ該收入ハ實定支出ヨリ扣除スヘシ若シ會計年度締切后ニ係ル運轉收入アル時ハ臨時收入トシテ取扱フモノトス

雜支出及殘支出

第七十四條　適當ノ項目アラサル支出ハ雜支出ノ部ニ算入ス作業及耕耘ニ對スル支出殘額モ亦同シ但作業幷ニ耕耘ノ殘支出及殘收入ハ可成的生セサラシムルヲ要ス

豫算外支出

第七十五條　豫算項目ニ於テ不足ヲ生シタル時ハ會計理事ハ支拂命令官ニ報告シ主務省ヨリ豫算外支出ノ許可ヲ受クヘシ

作業資金

第七十六條　作業資金ハ囚徒作業ノ收入幷ニ之ニ要スル支出トヲ合算シタルモノトス剩餘ヲ生スルトキハ三ケ月每ニ豫算費額ニ編入シ記帳スルヲ要ス作業資金ノ帳簿ハ作業表ノ各項ニ準據シ區分スヘシ

耕耘資金

第七十七條　耕耘資金帳簿ニハ其收入支出ヲ明記シ剩餘ハ年度末ニ於テ決算スルモノトス

臨時建築費

第七十八條　臨時建築費ノ帳簿ハ工事ノ大小ニ依リ便宜收入及支出ト區分スルカ若クハ建築概算調書ニ準シ區分スルコトヲ得

領置金金庫

第七十九條　囚人領置金金庫ノ帳簿ハ第四十二號式ニ準據スヘシ

預金及貯金

第八十條　預金及貯金ニハ特別ノ帳簿ヲ設ク其樣式ハ第二十八號及第二十九號ノ雛形ニ依ル

記帳ノ方法ハ聯邦金庫條例第二十九條及三十條ヲ適用ス

收入

第八十一條　監獄ノ收入ハ作業、耕耘、物品拂下、特ニ許可シタル拘禁費家賃、臨時收入及聯邦金庫補助金ナリトス實收入ハ之ヲ聯邦金庫ニ納メ帳簿ニハ一旦支出ト

矯正図書館

ナシ直チニ再ヒ補助金トシテ領収シ收入ニ編入スルヲ要ス

三ケ月毎ニ聯邦金庫ト收入及支出ノ決算ヲ爲スヘシ

決算

第八十二條　會計理事ハ金庫ニ納入スヘキ金額ヲ領收スルノ權利ヲ有ス金庫ノ領收證ハ手署シテ之ヲ證明シ且日記簿ノ番號ヲ該領收證ニ記入スルヲ要ス

領收證

第八十三條　郵便爲替ヲ以テ送付ヲ受ケタル金員ハ典獄第三十八號式ノ監督簿ヲ設ケ其金額ヲ記入シ書類ト共ニ監督簿ヲ會計理事ニ交付シ領收証ヲ徵シ然ル后ヲ爲替受取方ヲ命スルモノトス爲替金ヲ受取タル時ハ會計理事ハ收入日記簿ノ番號ヲ監督簿及案內書ニ記入シ再ヒ典獄ニ差出スヘシ其他郵便爲替ノ收入手續ハ聯邦金庫條例第四十二條以下第四十六條迄ノ各條ヲ適用ス

郵便爲替

典獄自カラ會計理事ヲ兼務スル時ハ監督簿ヲ設クルニ及ハス

第八十四條　收入スヘキ金額アル時ハ會計理事ハ切符ニ基キ其金額ヲ豫定收入ノ欄ニ記入スヘシ若シ切符ノ期限經過スルモ現金ヲ上納セサルモノアル時ハ其旨直チニ典獄ニ報告スヘシ

收入切符

支出

第八十五條　現金ハ正當受取人ニ下付シ領收証ニ手署セシムヘシ若シ代人ナル時ハ委任狀ヲ計算書ニ添付セシムルヲ要ス

支拂及領收証

文字ヲ識ラサル者ニ現金ノ支拂ヲ爲ス時ハ其金額五百馬克ニ至ル迄ハ千八百八十二年一月十二日附第三號ノ內八千六百九十四布告ヲ適用スルモノトス（法令全書第七、三十七頁）

一私人ヘノ拂渡ハ郵便爲替ヲ以テスルコトヲ得金額四百馬克ニ至ル迄ハ爲換領收証ヲ以テ支拂ノ証明書ト爲スモ妨ケナシ

第八十六條　官吏分掌事務變更ハ監督官廳ノ命ニ依リ之ヲ行フ

官吏ノ職務

證書

第八十七條　收入支出ニ關スル總テノ書類ハ支拂命令官若クハ監督官衙ノ證明ヲ要ス但シ豫算ヲ以テ確定セル手當報酬家賃ニ係ル證書ハ此限ニアラス

證書

典獄自カラ支拂命令官ヲ兼務スル時ハ證明ノ欄ヘ手署スヘシ

計算書証明

第八十八條　監獄用器具ノ購入幷ニ建物修繕ニシテ其金額三百馬克ヲ越ユル時ハ計算書ニ建築主任及典獄ノ證明ヲ添付スヘシ數量ヲ以テスル物品ニ在テハ其量ヲ證明スルヲ要ス器具新調計算書ニハ證明書ヲ付シ其記入ニハ赤色ノ「インキ」ヲ用ユヘシ證明書ヲ備ヘサル請求書ハ却下スルモノトス

不用物品拂下代金

第八十九條　豫定價格拾馬克以下ノ不用物品ハ隨意拂下爲スコトヲ得拾馬克以上ハ入札ニ付スヘシ但シ不用物品拂下代金ハ直チニ收入ニ編入シ更ニ購入セントスル物品ノ代價ト差引ヲ爲スコトヲ得ス

證印

第九十條　會計理事ハ證書ニ使用セル印章ノ正當ナルヤ否ヤヲ監査スルノ義務アルモノトス

證書類保存

第九十一條　支出證書ノ保存ヲ分テ永久保存及定期保存ノ二種トス定期保存ハ其當日ヨリ起算シ十ケ年間トス

永久保存ヲ要スル書類ハ殘益ヨリ國庫費ニ代ヘ支出シタル證書（例之ハ建築見積書、檢查證明書圖面等）ニシテ此種ノモノハ甲種帳簿トス

其他ノ証書ハ乙種帳簿ニ編綴ス約定書、注文書等ニシテ數年間効力ヲ有スモノハ別冊トナシ目錄ヲ付ス追加約定書ハ本納定書ニ添綴スルヲ要ス無効ニ屬シタル書類ハ每年帳簿ヨリ除却スヘシ

種類　決算書類

當日決算

月末決算

年度末決算

過不足

決算

第九十二條　地方金庫ノ決算ヲ分テ三種トス

（一）當日決算（二）月末決算（三）年末決算

第九十三條　會計理事ハ日々ノ決算簿記帳ト金庫現金ト符合スルヤ否ヲ証明スルヲ要ス會計理事ハ帳簿ヲ設ケ日々ノ收入支出及金庫現在高ヲ記帳シ定時及臨時金庫檢查ノ際差出ズヘシ

第九十四條　一、作業資金總決算書

每月末ノ決算ハ第三十二號式ニ依ルヿテ出納主任ハ每月末監督屬ヨリノ金庫檢查ノ情況ヲ筆記シ典獄ヘ差出スヲ要ス

年度末決算ハ豫算項目ニ依リ第三十一號式ニ從ヒ一通ヲ調製シ每年五月五日迄ニ主務省ヘ差出スヘシ但シ年度內ノ各合計ト符合スルヲ要ス

二、耕耘資金總決算書

三、豫算額ニ對スル支出差異ノ說明書

年度末決算書ニハ左ノ事項ヲ記スヘシ

支出　何馬克

收入　何馬克

差引聯邦金庫補助　何馬克

金庫豫算下調ハ會計理事ノ分掌事務トス

第九十五條　決算ノ際剩餘ヲ生シタル時ハ各其區分ヲ明ニシテ貯蓄收入トシ不足ヲ補充ス若シ不足補充ニ充テサル時ハ年度末ニ於テ臨時收入トシ豫算額ヨリ扣除スルモノトス

決算ニ際シ不足ヲ生シタル時ハ出納官吏ハ直チニ補充ノ手續ヲ爲スヘシ

經費調查

第九十六條　金庫理事ハ每年左ノ項目ニ依リ現金及物品計算書ヲ調製シ之ニ証明ヲ付シ差出スヘシ

一（豫算額總現金計算）

二　作業資金（現金計算乙）

三　耕耘資金（現金計算丙）

四　死亡囚遺留物品

特ニ主任官ノ設ケナキ時ハ會計理事ハ亦左ノ決算事務ヲ掌ルヲ要ス

五　文具及諸雜形（第百一條）

六　衣服及給與品（第百十二條）

七　素品、製品（第百十五條）

八　耕耘、器具（第百十五條）

九　建築材料（第百十五條）

十　給與、器具材料（第百二十一條）

第九十七條　經費調查ニハ聯邦金庫條例九十七條ヨリ百二條ニ至ル各條ヲ適用ス計算ニ關シ特別ノ規程ナキモノハ「ドレーゲル」普漏西會百法ニ準據スヘシ

第九十八條　會計理事ハドレーゲル式ニ從ヒ經費ノ調查ヲ爲シ各項目ニ付テ決算ヲナシ豫算額ニ對スル增減ヲ確定シ必要ノ場合ニ於テハ備考ノ欄ヲ設ケ說明ヲ付スヘシ

第九十九條　領置金庫（第四十四條樣式）ノ計算ハ特ニ壹通ヲ調製シ証書類ト共ニ主務

總計算

ドレーゲル會計法

經費調查

特別金庫

矯正図書館

省ヘ差出スヘシ總現金計算書ニハ特別金庫決算ノ總計ヲ付記スルヲ要ス

第百條　臨時建築費ノ計算書ハ竣工ノ后直チニ調製シ檢査ヲ受クヘシ

臨時建築費

海外通信

監獄統計ノ監獄改良ト密接ノ關係ヲ有スルハ今更述フルノ必要ナシト雖モ歐洲ニ於テハ益々之カ精確ヲ務ムル由ニテ匈牙利國千八百九十年ノ監獄統計ヲ抄記シ墺國留學ノ友人ヨリ送付シタレハ茲ニ譯出シテ讀者諸君ノ高覽ヲ煩ハス而シテ此ノ如ク匈牙利國監獄統計ノ完全シタルハ現任司法大臣ノ鋭意熱心與テ力アリト謂フ我國ニ於テモ斯ク緻密ノ統計ヲ得ルニ至ラハ監獄官及教育家ノ爲メ最モ有益ナル材料タルハ勿論司法官ノ如キモ大ニ參考ト爲スノ便ヲ得ヘシ千八百九十年十二月末ニ於ケル四人監ノ數ハ（裁判所留置場及集治監ヲ除キ）拾ケ所ナリトス其內在マクアヽノストラ四人監ヲ除クノ外他ハ最モ重キ男囚ノ自由刑ヲ執行スル處ナリシ此拾ケ所ノ四人監ハ狹隘ニシテ全罪囚ヲ拘禁スルニ足ラス故ニ千八百九十年ニ於テハ新ニ宣告ヲ受クルモノヽ三割三分四厘ハ適當ナル刑ノ執行ヲ爲シ能ハサルノミナラス終ニハ拘置監ニ拘禁スルノ止ムヲ得サルニ至リタリ而シテ分房ハ其數僅々千百三十四房ニシテ內五十三房ハ使用ニ堪ヘサレハ到底法律ノ要求スルカ如ク分房ニ拘禁スルヿ能ハス法律ハ三割三分ノ分房拘禁ヲ要求スルモ實際ニ於テハ二割一分八厘九毛ニ過キス之ヲ各四人監ニ就テ見レハ百分ノ二乃至三ナリシ雜居寢房ノ數ハ三百十三ニシテ其面積一万四千三百五十五平方米突ヲ有シ雜居工場ノ數百七十三其面積一万三千五百九十七平方米突定員四千百九十七四ナリシ

罪囚ニ就キ男女罪質ヲ區別スル時ハ總囚ノ九割一分八厘八毛ハ男囚ニシテ女囚ハ總囚ノ八分一厘二毛女囚ニシテ財產ニ對スル罪ヲ犯シタルモノ九分二厘四毛生命ニ對スル犯罪ヲ爲シタルモノ七分一厘二毛ニシテ女囚ノ生命犯罪ハ幼兒ニ對スルヲ以テ多シトス

年齡ニ依リ區別スレハ二十才以下四分〇八毛此年齡ニ於ケル犯罪ハ竊盜、放火、殺人二十才以上三十才ノ年齡ニ於テハ四割六分一厘一毛ニシテ此年齡ニ於テ犯ス所ノ犯罪ハ多クハ重罪ニシテ人命、身体强盜、强迫、官吏抗拒ノ犯罪ナリトス三十才以上ノ年齡ニ至テハ左ノ比例トナル

三十才以上四十才迄　二割七分五厘九毛
四十才以上五十才迄　一割四分三厘五毛
五十才以上六十才迄　六分三厘五毛
六十才以上　一分五厘

三十才以上ノ者ニ在テヽ詐欺取財ノ犯罪ヲ以テ多シトス此年齡（四割九分八厘一毛ノ比例）ニ就テ比例スレハ詐欺八割六分三厘六毛、證書僞造七割五分九厘五毛贓物故買八割一分八厘一毛ナリトス

家族的關係ニ就テ調査スレハ未婚者四割七分六厘八毛、結婚者四割四分九厘八毛寡夫七分三厘四毛トナル家族ノ關係ハ罪質ニ影響ヲ及ホスヿ少ナカラス寡夫ニ在テハ風俗ヲ害スル犯罪極メテ多ク又結婚者ニハ墮胎ノ犯罪者ハ夥多ニシテ未婚者ニハ嬰兒謀故殺ヲ以テ多シトス而シテ竊盜ハ結婚者ニ少ク之ニ反シテ詐欺、証書僞造等ノ犯罪多シ

職業ニ就テ區分セン二其生計ノ度ニ依リ其比例ヲ異ニスヿ日傭稼、下僕ノ如キニ在テハ犯罪者最モ多シ農民犯罪ノ多數ハ生命ニ對スル罪多ク工業商業者ニ在テハ詐欺、証書僞造、家資分散ノ罪多シ官吏ノ犯罪ハ官金私消及官金盜取多數ヲ占ムヿ日傭稼下僕ノ犯罪ハ竊盜放火生命ニ對スル罪殊ニ幼時ニ對スル殺人罪ナリトス

文字ナキ者及宗教心ニ欠乏スルモノヽ犯罪ハ竊盜及生命犯ナリトス教育アルモノヽ犯罪ハ詐欺証書僞造官命抗拒ナリトス

人民ニ依テモ差異少ナカラス生命犯ハ匈牙利人三割獨逸人二割一厘七毛、スラホニア人二割五分五厘二毛、ルメニア人三割一分二厘七毛トナル

犯罪者中都府ノ人民其多數ヲ占ムヿ其多數ハ主トシテ風俗ニ關スル罪ナリトス

四人中再犯以上ノ者四割八分一厘九毛ニシテ他國ニ比シ大差ナシ而シテ再犯ハ多クハ財產犯ニシテ此点ニ於テモ他ト異ナルヿナシ固有ノ再犯即チ同罪ヲ犯シ宣告ヲ受ケタルモノヽ比例ハ二割一分三厘三毛トス總再犯者內ノ第一階級ニ屬スヘキモノ四割六分六厘四毛第二階級ニ屬スヘキモノ二割五分六厘四毛第三階級ニ屬スヘキモノ一割三分五厘

矯正図書館

八毛最高階級ニ屬スヘキモノ一割四分一厘四毛トス再犯者ノ多數ハ短期刑ノ者ニシテ再犯ノ原因ハ監獄内ニ於テ充分感化ノ効果ナク褒賞能ハサルト監獄不完全ニシテ執行宜シキヲ得サルト別異法不充ナルトニ因ルモノトス

其他監獄行政ニ就テ述セシニ總囚共定役ニ服ス食物給與日數ノ内就役日數七割四厘二毛不就役日數ノ内日曜祭日ノ爲メ休役シタル日數五割三分五厘疾病ノ爲メ休役シタル日數二割五分六厘二毛懲罰ノ爲メ休役シタル日數二割〇八厘八毛總就役日數ノ内監獄用ニ使役シタル日數一割七分三厘九毛内役工業ニ使役シタル日數八割二分四厘二毛外役ニ使役シタル日數一厘九毛平均一人一日ノ工錢十五、六十クロイツエル(一クロイツエルハ凡ソ我壹錢)給與工錢四、三一クロイツエルニシテ國庫ニ收入シタル金額(千八百九十年)一五三、〇五五「フランク」ナリシ食糧費ノ總額三二五七一八、二三「フランク」ニシテ一人一日一七、八一「クロイツエル」黙燈及洗濯費ノ總額五七一四〇、四〇「フランク」ニシテ一人一日二、九二「クロイツエル」衣服費ノ總額六九一八二、六五「フランク」一人一日三、七四「クロイツエル」一四一年ノ費額八九、八六「フランク」ニシテ之ニ行政ノ費用ヲ加フル時ハ一六六、八六「フランク」ナリトス

疾病死亡　全國ニ對スル疾病ノ數ハ四割〇二厘五毛ニシテ入監ノ當時疾病ノ者〇、五分九厘八毛疾病囚ニ對スル死亡囚ノ比例八〇、八分九厘三毛全病囚ノ内内科治療ヲ受ケタルモノ七割一分三厘一毛内呼吸器病三割三分消化器病二割一分一厘三毛ナリトス

出獄人保護所及假出獄　匈牙利ニ於テハ刑期三分二ヲ經過シタル囚ニ就キ三種ノ出獄人保護所ヲ設ク保護所ニハ二百十人ヲ置キ得ルモノニシテ千八百九十年ニ於テハ一時三百八十一人ヲ置キタルヿアリシ、假出獄ヲ認可シタル人員ハ千八百九十年ニ於テ六百四十二人即チ〇八分九厘不認可人員ハ九人即チ一分四厘ニシテ成績良好ナリシ

●犯罪ノ起因及ヒ犯罪ノ豫防（承前）

エム、エフ、ラウンド述

樺戸　原　胤昭　譯

前條ニ次キ犯罪起因ノ一トナルモノハ是ナリ、少シク社會上流ノ地位ヲ占ル者ノ兒童ノ財產ニ對スル罪ヲ犯スハ負債ノ恐ルヽヘキヿヲ心ニ注メサルニアリ實ニ大切ナル兒童育養ノ家庭ニ於テ諸商人ノ賣掛代金ヲ請求シ來ルコト、牛乳屋ハアレ、牛肉屋ハアレ、麪包屋ハアレ、交々延滯金ヲ督促スルニ、父母ハ恬トシテ顧ミス、毫モ恥ル處ナク詞ヲ構ヘテ返濟ヲ延ヘ、貧困ヲ口實トシテ義務ヲ果サス、而シテ外觀奢美ヲ以テ飾リ、家驕傲ヲ以テ生計スル者アリ此ノ如キ有樣ヲ朝暮ニ親シク見聞スル處ノ兒童ハ、知ラス一種習慣性ヲ成シ、斯カル所行ナシモ怪マス、之ヲ人ノ常事ト認ムルニ至ルナリ、此事タルヤ取モ直サス人ノ財產ヲ僞リ取ルモノナリ、斯ク申シテハ言頗ル過激ニ逸スルカナレモ、幾月モ幾月モ負債ヲ打捨オキテ清還セサルニ於テハ其實僞リ取ルニ外ナラス如此馴習ヲ以テ育養セラレシ兒童ハ、必シモ人ノ財產ヲ尊重セサルモノトナルナリ、是レ負債ヲ念頭ニ掛ケス金錢上ノ正直ヲ欠ク習慣ヨリ因テ來レルモノナリ、其原因ヲ委ク云ヘハ驕奢ナリ、自己ノ収入ヲ計ラス身分不相應ノ生活ヲ爲スニアリシナリ、

予輩世間ヲ看渡スニ、上流社會ノ家族ニハ斯クノ如キ有樣ヲ以テ兒童ヲ育養シ愛兒ヲ監獄ニ送ル輩アルヲ見ル、或ハ愛嬢ヲ不幸ニ陷ス者アルヲ見ル、總テ人、社會ノ上流ニ立チ富有ニ生計シ美麗ナル衣服家什ヲ用井ルヿハ是レ不良ノ處爲ニアラス、然ヒ空シク虛飾ヲ爲シ近隣ノ人ニ優サン生計ヲナサントノミ思ヒ過スハ誤謬ナリ、如何トナレハ財產ノタメニ身ヲ犧牲トナシ已カ身ヲ修飾スルノ罪タレハナリ、總テ家庭ニ於テ親ノ其子ニ示シタルモノハ、成長シタル后ノ子種トナルモノナリ、

今ヨリ一週間程以前ノヿナリキ、予カ許ニ人ノ親タル一婦人來リ、淚ヲ流シテ曰フ、今ヤ我カ愛兒ハ罪ヲ犯シテ獄舍ニ塞込メラレタリト、徐ロニ其轉末ヲ語レリ、彼ノ子ハ齡十七ニシテ寶貨僞造ノ罪ヲ犯セリト、偖テ其母ノ歎シテ曰ク、我カ愛育セシヨウニハ如何シテ斯カル罪ヲ犯セシナラン、更ニ其理由ヲ解シ得ス、彼ヲ交際セシムルニハ其友ヲ撰ミ中ニモ富有上流ノ人ヲ取リ、我子ノ生計ニ優ル者ノミナリキ、而シテ之ト交際スルニハ、我兒ニ與フル衣服調度其外小遣錢マテ朋友ニ優ルトモ劣ルヿナキヤウ注意シタリ、然ルニ愛兒ノ此ノ如ク成リ果テシハ如何ニモ訝カシキヿナリト、予之ニ答ヘテ曰ハン、然リ貴婦ノ家庭ハ貴婦ノ云ハル、如クアリシナラン、

矯正図書館

其レコソ爾カ愛兒ヲ獄舍ニ導キシ犯罪ノ原因ナレト其答詞モ或ハ嚴ニ失スルカ、否ナ然ラザルヘシ、如何トナレハ其兒ノ親ハ縱令價貴キ賃銀ヲ得ル者ニモセヨ、一個ノ職人ナリシトイフ、然ルニ其子ノ愛ニ惑溺シ、身分ヲ顧ミス徒ラニ上流社會ニ我子ヲ列スルヿヲ望ミタレハ、兒童ノ成長ニ隨ヒ其需用失費モ增加シ其慾望モ大ナルニ至リタレハ、親ノ供給スル金品能ク兒童ノ望ヲ滿タス能ハス、遂ニ僞ツテ賓貨ヲ造リ其慾望ヲ滿サントセシメタルニヨリ、遂ニ交際費ニ不足ヲ生シ窮困ナルト雖モ亦容姿卑シキ者ト交際スルヲ欲セス、遂ニ其欲望ヲ滿サンタメニハ斯カル不良ノ所行ヲモ働クニ至リシモノナルヘシ、然ニ其父母ハ斯ク不良ノ處置ヲ以テ其子ヲ馴習シ乍ラ、而カモ神ノ前ニ已カ所爲ノ嘉納セラレス、斯カル不幸ニ遭遇セシモノヽ如クニ思ヒ、却テ天ヲ憾ムモノアルハ愚モ亦甚シキモノト云フヘシ、

予ハ以上說ク處ヲ以テ、上流社會ヨリ窃盜者ノ起ル所以ヲ述ヘシガ道ガニ此等ノ家族ヨリハ殺傷ニ係ル犯罪者ヲ出スコト少ナシ、是迚モ斷シテ無シトハ云ヒ難シ、此等ノ兩親ハ既ニ其子ノ敎訓ヲ過チシモノナレハナリ、此等ノ家族ニハ尊長者ノ多クアルニモ係ラス、幼稚ナル兒童カ一家ヲ支配スル場合アリ、或親ハ云フ我子ハ我儘モノニテ少シ已レノ氣ニ適ハヌ事アレハ決テ親ノ命ヲ肯セス中々ノ强情ノモノニシテ致シ方ナシ、止ヲ得ズ兒童ノ望ニ任スコトアリト、之レ忌ムヘキノ惡風ナリ、縱令其子ニシテ如何ニ剛情モノナリトモ之ヲ矯正馴習スルハ親ノ責任ナラズヤ幼ニシテ矯正スルハ未タ難カラザルモノヲ然ルニ此等ノ敎習ヲ怠ルハ取モ直サス我ガ子ヲ我レト苦難ニ誘フモノナリ、習慣既ニ性ヲ成シタル大人ヲシテ之ヲ矯正スルハ最モ難キナリ、然ルニ或親ハ又說ヲ爲シテ曰ク我子ハ其性極テ剛情ナリ强テ之ヲ矯メント懲戒スルハ甚タ危シト、然レ𪜈一度思慮ヲ費ヤシテ將來ヲ慮ヒナハ後ノ患ノ最モ大ナルヲ知ルニ足ルヘキモノナルヲ、如何ナレハ我カ兒カ絞罪ノ不幸ニマテ陷ル其原因ヲ毋親カ前轍ノ上ヨリ造リ出

タルヲ顧ミザルカ、

予ハ數十數百ノ罪囚ノ事情ヲ觀察シ、其家庭ヲ窺フニ每ニ、毋ハ涙ニ襟ヲ潤シ、父ハ嘯テ長大息スル慘狀ヲ見ル、若シ其父ヤ其毋ニシテ曾タ一ツノ兒童ヲシテ「從順」ト云フヿヲダニ敎ヘナハ、斯カル出來事ニ遭遇スルノ不幸ハアラザリシモノヲト思フナリ、予ハ敢テ此等ノ人ノ家室ニハ、大書シテ「從順」ト云フ語ヲ記サンコトヲ望ムナリ、從順トハ法律ニ從ヒ服スルヿ則チ一家ノ法律ニ從フヿ、父母ノ權威ニ從フヿ、父母ニ反問スルヿナク其ニ從フトイフヿ、家庭ニモ學校ニモ凡ソ有ル處ノ法律ニハ悉ク順フトイフヿ是レ德義ニ入リ良民ニ入ルノ道ナレハナリ、之ニ加フルニ人ノ所有物トノ區別ヲ明認セシムルヿニアリ、一家內ノ言行ハ總テノ事ニ注意スヘシ是レ兒童ノ摸範タリ、一生涯ノ基礎タレハナリ、例之ハ一家ノ內ニ負債アリ之ヲ淸還セス之ヲ顧ミザルナラハ一家ノ主義ハ取モ直サス不正直ト云フノ外アラス、斯ノ如キ惡毒ノ家庭ニ兒童ヲ育養スルニ於テハ決シテ習染ノ害ヲ蒙ラサルモノナカルヘシ、其一ナ云ヘハ兒童カ日々相樂ミ飮ム處ノ牛乳屋ノ拂モ一年ヲ延引シ或人ヨリノ預リ金ハ竊カニ取替ヘラ遣拂ラヒ何時カ都合ノ宜キ機ニ埋合シテ置カント云ヒ又ハ我カ身ニ裝フ衣服ノ料ハ未タ仕立屋ニ拂ハヌトモ乘ル處ノ馬車ハ美ヲ盡シテ飾ルナト、斯カル馴習ヲ以テ幼兒ヲ育養スルニ於テハ、一朝誘惑ノ襲ヒ來ルヿアレハ、大慾望ヲ鎭壓シ之ニ打勝ツノ抵抗力ナク只タ交際者ト美飾ヲ共ニ爲サンコトノ爲メ遂ニ不良ノ行ニ陷ルヤ必セリ

予屢々此言ヲ聞ク、何故ニ上等社會ノ兒童ガ斯ク惡シクナルカト、然𪜈予ハ反テ云ハントス、何故ニ彼輩ノ子女ヨリ犯罪者ヲ出スヿ少ナキヤト、實ニ兒童ヲシテ不從順ニ育養スルヿハ愛ニ溺ルヽノ弊害ナリ視ヨ誰レカ愛スル子女病ヲ發スル時、只タ柔和ヲ旨トシテ姑息ニ流レ、小患ヲ押ヘ反ツテ大患ヲ招クモノアリヤ、凡ソ人ノ親タルモノ最モ注意スヘキコトハ兒童育養ノ時ニ於テハ、或ハ歡ヲ奪ヒ苦ヲ授クルトモ正且ツ直ノ一主義ヲ以テ家庭ノ法律トナスヘキコトニアリ、是レ此世ニ犯罪者ヲ減少スル豫防方法ノ最モ至要ト信スルナリ

留岡幸助

譯者曰近着ノ米國紐育『エルマイラ』監獄ヨリ發

刊サル、月刊監獄雜誌『シーサマリー』雜報欄内ニ我國獄事ノ記事アレバ譯シテ以テ讀者諸君ノ瀏覽ニ供ス、蓋シ海外人士ガ我國監獄ニ對スル意向ノ如何ヲ知ル可レバナリ

『シーサマリー』ノ記者曰ク博士アルバートチーラフイングウエル氏最近ノ著『日本旅行記』テフ書ニ日本監獄ニ關スル有益ノ記事アレバ拔錄シテ以テ讀者ニ示スト云ヘリ、其記事ノ一ツハ左ノ如シ

岡山監獄　去ル日ノコト我儕長期刑囚ヲ拘禁スル岡山地方監獄ヲ巡視シタリ、該監獄ニ拘禁サル、在監者ノ大半ハ平均七才ホドノ幼年囚ナリキ（譯者曰ク如何ナル間違ニヤ）而治獄ノ法ヤ歐米各國ニ行ハル、組織ヲ採用セリ、監房ノ格子ヲ覩シニ何レモ皆木製ノモノ、ミナリキ、蓋シ歐米諸國ニ於ル犯罪者如斯格子ヲ見シナラバ其不堅牢ナルニ一驚ヲ喫シ容易ク破壞セラルヽヲ嘲笑スルナラン、

恰モヨシ我儕一行ガ監獄ニ達セシトキハ在監者一統ハ正午ノ喫飯ニテ將サニ喫飯セントスル有樣ナリキ在監者ノ風ハ長キ列ニ連リ坐シテ食物ヲ待ツモノヽ如シ、膝ヲ屈シ正坐スルハ日本ノ風俗ナリト云フ然レト我儕ガ一行ニハ最ト珍ラシク思ハレタリ

監獄内ハ萬事整理シ、爽快、新鮮、清潔ニシテ我儕ハ僅ニ監獄ヲ巡視シタルノ感覺アラサリシ程ナリキ監獄ノ常トシテ在監者ガ一房内ニ雜居シ、又ハ一監内ニ群集スルヲ以テ自然ト惡臭氣ヲ放ツモノナルガ該監獄ニテハ更ニ惡臭氣アラサリキ、吾儕ノ考察スル所ニヨレバ、日本下等人民ガ風トシテ毎日入浴スルナリ、此ノ風ニ倣ヒテ在監者ヲモ數入浴セシムルニヨルナラント思フナリ、司獄官吏ハ一般青年ニシテ監獄最終目的タル罪囚ヲ社會良民ニ復歸ナサシムルニ就テハ何レモ痛心スルモノヽ如ク察セラレタリ、

教誨

●個人的教誨に就て

北海隱士

近時監獄教誨上ニ關シ愈進歩の實蹟を見るに至り、可成的虛文虛禮の教誨を遠ざけ、該當適切を主とする個人的教誨を行ふに至れり、此れ我輩が宿昔の希願、今日此機會を見るに至る滿悅何物か此れに如かんや、此れよりは一層教誨師たるものは警醒するの處あり、囚人の性情を考察し、奮進激勵如何に教誨が囚人をして改善の効果あらしむるやを向後に徵するあるのみ、

我輩は最大希望を以て他日監獄の教誨効果あるを認證して疑はざる者あり、而して其主たる個人的教誨を重んずると敢て人後に落ちず、既往該方法を試むると茲に年あり、僅迄も教誨の眞價ある者は茲に存するを信ずるなり、然るに今日迄之れを天下に唱道するを躊躇せしものは、深く思ふ所ありしによらすんばあらず、而して今や世論此處に歸着し、其筋の指示も此處に出づるに至りたれば、滿悅の餘り敢て一二の宿思を述べ、當路者の注意を請わんと欲す、

一戒護者の立會を避くると。個人教誨の要とする處は囚徒の眞情を叩きて彼れの飢渴せる如き情に向て道義上の講話をなし、制すべからざる同情相憐の愛を以て位地を代へ教誨師、囚徒となり以て之を德化薰育するにあり、故に等しく監獄官たるも雖ども師父の感にて囚人に對するを以て囚人ハ他人の聽聞を憚る如き惡念妄執も教誨師に吐露するとあり、既に此の如し傍らに人あらば何となく囚人も遂巡して滿腹の哀情を述ぶる能はず、物足らざる思ひをおすとあり、此れ我輩が戒護者の立會を避くべしと謂ふ所以あり、然れども固より戒護者ハ音色の達し能はざる所に於て、其形体を警戒する注意を要すべきものと思ふなり、

一個人教誨所を置くこと。前文の意を達する爲めにハ戒護部見張所に接し、透見に宜しき場所に個人教誨所を設置するの必要を見るあり、而して見張所は囚人送迎戒護者の控所となし、此所を囚人の出入する場所となさば可なり、

一被教誨者の出入。一囚毎に送迎すべし、一時に數囚を教誨所に入るゝは不可なり、若し教誨席監房に遠隔するを以て同時に二三囚を呼出し來るときは、他所に控へさせ順次に教誨席に繰り入るべし、

右三項ハ個人的教誨を施すに當りて伴隨する要件あり、此の如き準備完成し以て該方法を普及せんから、教誨の効果宜しきを得る顯著なるべし、

我輩が今日迄天下に唱道するを躊躇せし所以は如何曾てベーメ氏獄内教師の職掌の重きを論じ冒險の職務と謂へり、是れ其教ゆる所の學藝智能若し一歩を誤る時は之を以て罪惡をおすの好方便となし、其弊害の及ぶ所量り知べるからざればあり、斯の如く個

人教誨も若し一歩を誤らば謂ふべからざるの弊害を生するものあり、是れ人間に愛憎寛嚴の情存するを以て勢免かるべからざる所なりとす、而して個人教誨に於ては大に緩に流れ愛に溺ほるゝの傾きあり、彼の行刑の如き皮相觀を以て一瞥し此は餘りに嚴酷無慈悲の處置多きが如しと感じ、時には暴横あらざるにはあらざるかと思ふとあれども、仔細に觀察するときは寧しろ緩漫溺愛の弊を見ること多し、蓋し人間は其初め神の模型に創造せられたるものなれば、愛念心底に存し弊の此處に發するも已むべからざるものならん、如何に殘忍ある罪囚と雖も深く其實を探ぐり仔細に其非を責め、懇篤に教導をなすこと度を重ね、彼れが眞率の改心後悔を親しく見るに於ては彼我の愛情は日一日と濃厚となり茲に師弟の情愛あるものを湧起するに至るなり、又父母妻子兄弟か憫然たる現狀を聞くに於ては我輩の愛情を動かさゝるとあらず、時に或は身を代へても其悲痛を救はんと欲する念をさへ生ずることあり、然れども此時や此れ我輩が制し難き情を制し、公私の務を明確にし斷然たる所置明答をなし、以て教誨師の恩愛親愉如何に深密あるも、彼教誨者の分限即ち行刑の主眼を明認せしむるを要する處なりとす、

我輩親しく此實場に當り經驗するに、實に公明正大謹嚴敬虔なる心情を保つにあらずんば、一歩を誤たざるの潔行あるを保し難し、個人的教誨ゝ實に罪囚教化の根本也、監獄教誨の實効を擧くると如何とは實に此點に存するものと謂ふべし、されば任者其人を得ざるに於ては其弊害を來すに於て豫想の外に出つるものあるべし、終に其波及する處監獄教誨全体に汚點を被らしむるに至るなきを必せず謹まざるべけんや、我輩の教誨する處ゝ集治監にして單に囚人自身より動かさるゝと前陳の如し、若し地方の監獄に於て自已の住居傍近に其父母妻子の憫狀を見聞するに於てゝ、層一層情を動かさるゝものあるべし、況んや教誨の職に當りて熱心事を執るの志士仁人は慈悲愛憐の情に富むものあるに於てをや、是れ我輩か今日迄該方法の利益を認め、容易に天下に唱道せざりし所以なり、今や個人教誨の氣運來りたるを以て平生感する所に關し一言を述べ、司獄の任にある當路者の一考に供す、

●監獄教誨に關する勸戒短篇

余や年少、豈に敢て監獄教誨に從事し能ふと謂はんや。然れども切りに此職に當りて、其席末を汚がす事となれり。就任日未だ淺く常に戰々競々として、如何に其責務を果たすべきやに汲々たり。頃日先輩原胤昭氏に向て、米國リチヤード、ヴヰー氏より遞送し來りしペンシルヴアニヤ東部監獄(ペンシルヴアニヤ、エレベンテート、オブ、スデート、ペニテンシアリー)年報を手にす、內に犯罪の起因等に就き論ずるものあり、一讀大に得る處あり。依て敢て拙譯し貴誌に投ず、若し同好の寸補たるを得ば幸甚何物の是れに加かん。譯字の妥當ならざるものは淺學の致す處讀者の推讀を請ふ所なり。

棒戸　水崎基一

犯罪、罪囚、刑罰等の問題は單に其物自体に於てのみあらず、又社會上の關係に於て最も興味ある問題あり人民の集合したる團体なる社會、即ち國家は個人の保護の爲めに、組織せる會合の權利及び自由、並に組合の民衆安寧の爲めに法律の發布を要するなり。斯る法律は社會の創始せらるゝ以上は必らず建設せらるゝあり、是れ危害の現出する經歷に徵し、一般に認識して適當と考定したる保護に對し已むべからざるなり。然れども此法律や社會の狀態變遷と共に常に變化するものなり此の法律の違反を稱して犯罪と謂ふ、此の不正の行爲を防き罰する爲めに刑法の施行を刑事裁判所に於て取扱ふ。而して一の犯罪あるときゝ、法官は陪審官と共に被告人の審判をなし有罪、無罪を決定す。被告人の行爲ゝ斯くの如くして取調べを受くるあり固より法官は證據物件により犯罪の動機即ち發意を明にするの外毫厘も其罪業に導きし誘因を知るにあらず。時に犯罪に伴ふ事情の隱迹あるにせよ、此れ等は發意を知りし證據物件の參考たるべき材料たるに過ぎず。

被告人は自已の行爲の審判を受くる爲めに法庭に出席し、若し法律に違反せし事顯然たり而して罪人と認めらるゝならば、法官ゝ彼を刑法の條目に照らし最長期、最短期の刑期內に於て入獄の宣告をなすものあり。

箇人の罪跡、其壯時、境遇、修養、朋輩、家庭教育の不悉、彼れの行爲、及び性癖に對する監督の不足如何に彼は渡光せし乎　務めし乎、怠りし乎、家族

は如何なる束縛を彼れに與へし乎、両親の忠言に從順あるべきを輕蔑せし乎、任意に其幼時の生涯を送りし乎、是れ等に對し法官は一の告知を得ずして入獄の宣告を與ふるあり。

禁錮の單純ある事實が犯罪人に遷善改過の刑罰たるやは信ずる能はざるあり、恐らく被告人は既往、其性情、氣質、行爲を制抑する爲めに政府の規律を遵守すべく成育せざりしならん。

彼れは青年罪人の爲めに存する、公立制度に於て、或は感化院等に拘束せられたる事もあらん。又公立小學に出校するの際、規則に從順たるべきを苦痛に堪へざる怠情者として罰せられたる事もあらん。

成人迄更に道義的教訓を受くるあく、宗教上の精神の分厘だもなく、怠情者として、自己と同樣なる朋輩と、我意を逞ふし、我意を行ひつゝ成長し來りし青年は、既往罪人生涯の準備をなしつゝありしものあり。爲めに彼れの惡朋輩に感化せられ、惡境遇に順適し、最早勸告の規箴も効果なきに至れり。

若し彼れが道德上の氣質、其出生より遺傳的心靈病症によりて汚がされ、痼疾たるに於ては、又其壯時惡黨惡例により傳染して善惡の知覺を死滅せしめ、又殆んど破壞する程、道德上の感覺を失ふに於ては、此罪人こそ初め入獄の際幾多罪囚の此の性質を發達し來りし代表者と謂ふべきなり。

此れは是れ社會が其安寧の爲めに刑罰を加へんと欲する入獄囚人の一記述に過ぎず、斯る者を罪人と稱するなり。然れども犯罪の原因、及び罪を犯さんとするに至りし誘惑は確實に又分明に知る能はず、在獄者の待遇は固より總囚に一樣たる能はず、故に曲折すべからざる制度によりて統一の方法を行はんとするは不可なり。幾多の聰明ある經驗を有する人は、禁錮は如何にせば各囚徒に適すべき待遇なるやを知るあり。先づ此試驗の爲めには第一着に入獄者の犯罪の源因を確かむるを必要とす、是れ最も重要の事なり、何となれば此結果の上に於て各囚徒に適當なる刑罰を與へんとするものなればあり。

禁錮は、犯罪を實行せし動機即ち發意に達して教誨を加ふる方法の補助を仰がざるべからず、此れ囚徒に第一に盡すべき改心の教化あり。

若し其原因遺傳的たる者たらば之れに應じて成効ある如く教化せざるべからず。又幾分道德性ある者なるか、或は遺傳により惡境遇に制せらる恐るべき墮

落をなして殆んど道德上の活力を失ふ者あるか、適當ある待遇以て其德性を成育せしめざるべからず。若し此德性を少しも見出す能はざる者たるか、而して未年罪人生涯によりて頑執たるか、道理性の常に不道德と同情たるか、斯の如き囚人に對しては法律を遵守す可の訓誨を與へ、自由の身を以て不正の行爲に出づるは彼れの得策にあらざる事を深く感悟する樣あさざるべからず。此に於てか彼は利己心より入牢の身となるの惡事を避くるに至る。實に改心の教化の各人各異たらざるべからず。頑執ある、固定せし罪人中には最惡の發情を制抑せんとするの念慮もなく、却て生涯之れが實行に汲々たらんと欲するものあり。此れ等種々の分類は教誨の當局者は熟知せらるゝならん。

何人と雖も囚徒の種々なる階級に對し觀察と勉勵とにより、其性質の各原素を明瞭ある判斷を以て討究するときは、實に各箇人に對し箇人的訓戒の監獄教化に於て最も適切有益なるべきを知るあり。禁錮中各囚徒の待遇に關し、教誨に從事するものによりて可なるを認めらるゝものゝ、在獄中囚人相互の交接を絶つにあり、此の分房制度の其基礎に於て、其期

間に於て、其方法の理論に於て、大に利益あるものゝ如し、左れど米國ペンシルヴァニヤ東部監獄署（ペニテンシアリー）に六十二年間此制度を經驗する人は未だ疑問の中に彷徨せり、故に知るべし監獄學、刑律學は外部の僻見により、未熟者の一時の感により、又研究を積まざる空論によりて論定すべきものにあらざることを。

司法制度の刑事裁判所に於て犯罪の取調べに關し、一大改良を要すべきの著しき必要を知るあり。法官は出來得べくんば宣告前に被告人の生涯歷史、犯罪の遠因、四圍の境遇等を探究し確しうめざるべからず、然る後宣告の犯罪は罪人の確認せられたる性質に適合するに至るべきあり。

今日大に發達せし慈悲心は餘りに輕躁の同情たり。過度の同情より、罪囚に對する適當の刑罰を與へんとするに當り、與るべき障害を與ふるものはあらずして實に罪人の惡業によりて被りたる被害、損傷、屈辱、狼藉を介意せざるものと謂ふべし。此の過度に憐むの人、同情を表するの人の思慮なく無意識に惡罪を庇護するに過ぎず。

青年罪人の增加が社會の注意を惹起するに至りしは近頃の傾向なり。社會は嚴密に此問題を觀察し始め

たり。實に此階級より罪人は發達せり、禁錮の刑罰は罪惡の防拒をなす能わず、法律は改心せしむるに力なし、青年の品性上の改良は壓抑法律の發布により達し得る處にあらず、童子の刑法によりて教へらるべきものにあらず。誠實なる幼者を修養し且つは普通道德の理解をあさしめんと欲せば愚心の未だ萌芽せざる間に行わざるべからず。法律の此點に達する能はず。彼の公立制度ある幼稚園の如きも善良ある感觸のみ與へ邪惡の遺傳的、包藏的傾向を消滅するや疑はしきあり。左れば望む如く童子を養育せんと欲せば、家庭の聯鎖ある萬事に注意して父母其任に當るは最も成果ある方法たるを知るあり、法律は固より斯る事に關係する能はず。

余が監獄に於ける罪人の性質研究よりの經驗によれば、多數の罪は直接に其幼時父母監視の欠乏に歸せざるべからず。家庭感化の勢力、即ち父母の勸言注意の感化力の外に兒童を善良にあす方法あるや甚だ疑はしきあり。

各家悉く家庭教育の程度同一と云ふにあらず。故に若し兒童の訓練の不足より家庭感化、應驗あきの徴候あるや社會は斯る誤らんとする兒童が、未た温和なる同情、純白ある同感の教訓に耳を傾けざるに至る以前、其性質改造に關し新工夫なかるべからず。罪人は多く放任せられたる兒童なり、成人たる囚人を救ふより其幼時の兒童を救ふ方幾何易々たるや知るべからず。社會は全幅の注意を以て兒童の罪人たるを防禦せざるべからざるなり。是れ實に嚴密謹嚴に考察すべき問題あり、此點に關し若し立法の干渉をあさば出來得べき限り道理的に又實際的ならざるべからず。

十歳以下の兒童及び殊に十歳より十五歳迄の間の學生を教授する公立小學は、手藝教授の爲めに手藝教習部を建設するの必要を見るあり。此の教育は斯る技藝ある學生をして社會の有用の人物たらんとする希望を抱かしむるものにして是れ彼等をして熟練なる教育ある職人としての職業を準備せしむるものたり斯る生活の方便、及び事業上の氣質を得んと欲する願望は犯罪の起因たる、怠情に對し最も強き壁たるや明かあり。

若し公立小學あるものが心の修養及び器械の勞働の智識を得べきものとせば、何故に手の藝能及び器械の勞働の智識を與ふることをなさゝる。社會は、一方に於けるが如く他方にも同樣最も強き興味を有するにあらずや、兩方とも一箇人の利益とあり、社會も兩方より益する處あるにあらずや。

社會の熱心ある注意を喚起せざるべからざる罪人の他の階級あり。犯罪の遺傳的原因、即ち天性の邪惡にして更に判斷をなす分析力なく恐るべき危害を社會に釀すに至る者是れあり。是れ等の成人ある再犯者は悲痛の模樣すらもあしに、尙は凡つ再三再四罪を犯し之を拒ぐの感化力も應驗なきが如く見ゆ。彼は自己を抑制する道德力あし、彼等は克己するには堪へず犯罪あるものは彼等が其結果に頓着するなく行ふ職業あり、彼等は禁錮を恥辱とも思はざるなり入獄は恐嚇すべき勢力も有せざるあり、彼等監獄に來るときは尋常一樣の事と思ひ居るなり、彼等は生涯其事業に固着するものとして禁錮の如きも留意せざるあり。如何に此等の罪囚を取り扱ふべきや是れ考ふべき問題にあらずや。此等に對する刑罰を苛刻にすべき事は慈善家の異論ある處あり、而して嚴密ある刑罰の執行せらるゝや苛刻ありとして非難す、左れど苛刻は完備せる監獄に行はるゝなし、却て緩慢同情にのみ流れんか、斯る罪囚を再犯三犯に陷らしむるものなり、宜しく嚴密に懲治の効ある如く行ひ再犯の憂ひあきに至らしめざるべからず。

問答

●刑期經過の爲め出監方に就て

大坂　洋々散士

茲に一疑問あり第一審裁判所に於て、無罪の宣告を受けたりしに檢事は尙之を不當と認め有罪の控訴を爲したり、依て控訴裁判所の審理の末檢事の意見の如く有罪の判決を下したり、此に於て平檢事の司獄官に向ひ確定の上の執行之れ有る可く且つ刑期の第一審判決の日より起算すべしと指揮ありたり、依て刑期を起算すれば第一審判決より六ヶ月を經過せしに本刑は僅か重禁錮四ヶ月（附加刑無し）あり既に滿期を過ぐること二ヶ月あるを以て司獄官は直に之が出監の手續を爲すや、將た確定期間三日を經過して後出監せしむるものあるや、所論二派に岐れたり甲說を唱ふる者は三日の期間を經過して後出監せしむるものと解せり其の理由に曰く刑事訴訟法第二百七十二條

矯正図書館

に確定期間及上告の申立ありたるときは判決の執行を停止すとあり、然らば其の第二審の判決は未だ以て確定の判決と云ふを得ず、依て執行力を有せざるや明なり、執行力を有せざる判決は執行す可らず、是れ撿事の指揮に確定の上執行すべしとある所以なり依て被告人は此の判決に對し上告を爲すや未だ知る可らず、又撿事と雖ども初め執行の指揮を爲せしとて強ち上訴權の消滅するものに非るを以て更に其の期間内に上告を爲すや又知る可らず、然るに若し出監せしむるときは他日撿事より司獄官に向ひ確定の上執行すべしと命じたるに、何故出監せしめしやと云はゞ何と答へんとする乎其の答ふるに辭あき知るべし、依て確定の後出監せしむるを以て至當と云へり、乙論者曰く刑期經過せしものにして執行指揮あるときは直に出監せしむべしと散士は此の說に贊同を表するものなり、依て其の主唱する所の要點を擧げんに第二審判決は撿事の意見の如くなりしを以て撿事は此の判決に對し最早上告を爲さゝる意あり何となれば撿事に於て些少だも不當と信ずるときは決して執行の指揮を爲さゝるものなり、然れども中途にて意見を飜へし更に上告を爲すときゝ新に之を

拘留する敢て難きに非るを以てなり、故に判然撿事の執行指揮ある以上は司獄官は刑期經過せるの言渡をあし出監せしむる敢て不可なし、否當を得たるものあり、又仮令被告人に於て出監の後其の確定期間内に上告を爲すあるも、それ唯無罪純白とならんことを冀望する所謂名譽心より出たるものあれば敢て其の所爲や惡むに足らざるあり、抑も刑事被告人を拘留するゝ逃走、証據湮滅、犯罪繼續の要素中一を具ふるを要す然れども如右場合は既に刑期經過せるを以て逃走の憂は固よりなく又第二審事實裁判は一度終了せしを以て証據湮滅の憂少く又犯罪繼續の點に至ては直に出監せしむるも確定後出監せしむるも僅々たる日數にて殆ど全一なるを以て此の要素にゝ敢て關せざるあり、此等ゝ普通一般拘留の原則なり而して今此に云へる問題ゝ撿事の上訴に係るを以て其の上訴の正當あると否とを問ゝず、前判宣告より刑期を起算するを以て未決拘留中の日子を刑期に算入すれば最早其の刑期ゝ滿了せるものあり、然るに甲論者ゝ刑事訴訟法第二百七十二條に上告の期間内は判決の執行を停止すとあるを以て第二審判決ゝ未だ執行力を有せざるものあり、依て撿事の指揮も確

定の上執行すべしとあるに非ずやと、此の說未だ法文の眞相を穿たざるの解なり何となれば、散士が玆に唱ふる處は確定せざるものを執行するとの意に非ずして、刑期滿了に付き出監せしむるものなり而して本條上告の期間内判決の執行を停止するを原則とせられたる理由を原ぬるに蓋し止むを得ざるに出るや明なり矣、今夫れ被告人原判決に服せず法律の定むる處に從ひ上告を爲さん歟上告裁判所に於ては其の上告の趣意を正當なりとして原判決を破毀することなきにあらず、然るを其の上告の如何を問ゝず直に刑の執行を爲すときゝ被告人に回復す可らざる損害を與ふる可し何となれば死刑ゝ勿論其の他總ての刑罰一旦之を執行するときは之を取消し之れを補償することを能はざるものあり、依て期間内と雖ども其の執行を停止する所以なり然るに本題の如きゝ出監せしとて刑を執行し被告人に不利益を與ふるが如きことあきのみあらず、却て利益を與ふるものなり然らば決して本條の精神に悖るの恐れあし而して本條中拘留放免の言渡を除く外云云とあり、言を換て之を云へば拘留と放免は判決の執行を停止せずとの意なり、放免とは無罪若くは免訴を云ふ故に第二審に

於て無罪或ゝ免訴となりたるときは撿事に於て不服を唱へ重罪の上告をなさんとすと雖ども一旦は必ず出監の指揮をあさゝる可らず、此の法意より考ふるも刑期經過せし場合は無論出監せしむべきものなり何となれば刑期經過して撿事の不服を唱へざる限りは其の刑は滿了せしものなり、然るに第二審の無罪免訴は未だ確定せざるを以て他日撿事の上告により如何ある重罪となるや知る可らず、然るを倘判決の執行を停止せざる所以のものは他あし第二回迄事實裁判をなせし上無罪免訴とありしものを倘出監せしめずとせば人權を侵害する甚しきを以てなり、況んや刑期滿了せるものを出監するに於て何の不可かあらんや、散士曾て職を群馬縣に奉じ未決名籍の事務を取扱しとき偶輕罪の刑を減輕し拘留三日に處せられたるものあり、當時撿事の指揮書にゝ確定の上執行すべしとあり散士思へらく確定の上執行すべしとゝゝ實に出來得可らざるの指揮と思考せり何となれば確定を俟たん乎其の期間内に刑期は滿了せり、且つ確定の後は執行せんとするも執行するの刑期なし是れ實際ゝ行ふ可らざるの言あり、依て散士は典獄に伺の上滿限の翌日帳簿上已決編入し直に放免の言渡

をおしたることあり、即ち第二審に於て刑期經過して滿了せしものと全一あり、是れ散士の乙說に贊同を表する所以あり、然るに近來甲說を唱ふるもの多く現に之を實行せる處あり故に被告人期間内に上告を爲したるときn其の判決ある迄は出監せしめざるを以て被告人は遂に上告を取消し不得已服罪して出監するものあり、又n確定後直に出監せんが爲めに上告を爲さゞるものあり、如此は實に被告人に非常の不利益を與ふるものなるを以て、刑期經過のものに對し執行指揮ありたるときn監獄は直に出監せしむべし然るところ被告人n社會に在て自由に己の權利を主張せんが爲めに上告をおすや敢て妨げおきあり以上は散士が拘負する處の卑見誤りおしとせず且甲說も一理あるを以て散士も未だ斷乎として乙說を確信するものに非るを以て茲に疑を存して世の大方諸君に質す諸君幸に他に良說あらば高敎の勞を賜へ

附り輕罪の刑より減輕せられて拘留に處せられたるものn其の儘監獄に拘禁し或は一時未確定時間は釋放し確定の上拘留することあり故に彼の警察署の如き違警罪即決處分をおしたるものn大概確定期間自宅に歸らしめ確定の上監獄に引致するものあり

雜錄

●戒護上の注意（隱語あて）

治者の機密を被治者に探知せらるゝほど氣のきかぬものn無し況してや惡奸を制御する監獄官の如きは最も注意を要することあり然るに囚人ほど能く治者の機密を嗅き出たすものあらず此の機敏については往々任者も舌を巻くあり往年某の監獄に於て一日賞表附與の議あり少數の主任者のみ密議せしに其決議は早くも翌日或る一部分の囚人の知る處となりたりとあり之と云ふ

此の類例實際決て少なきものにあらざりしと如何にして之を探知するやと云ふに之を語る治者の愚は勿論機密を漏らすの瑕瑾は云ふまでもおけれども抑も之を囚人に語るに至るは其人自ら口を開くにはあらす囚人に口を開かせらるゝおゝ此の手段をして囚人の暗語にあてゝと云ふ之を試るをあてを喰はすと云ふ今其手段を左に解かん

何にの事ありとして半信半疑あるか或n此事n最早あるべき時刻ありと思ふて未た確めさるときに異正面から問を起さず横合より反問し其人の感不感、緩急を見て判別す例之は

囚人突然看守者に問ふて曰く旦那今日は賞表が出るそうですね。」此時に看守者「オヤ」と感せし面貌あればこれは有るなと近々に有るなと推測し機を失せず直に　囚人　明日のが急に今日になつたそをですチー。」看守者ナアニマダ。」こいつ彌よ確かと見るから　囚人　でも今朝受付の旦那が仰つたから今日は早く引上げにあると云ひましたぜ。」そこで看守は最早機密n受付看守の口から漏れたなど諦らめおゝにまだ四五日間がアヽウ。」とまで聞けば其附與にある日は大祭日か日曜日四五日を經てある休役日には賞表授與式あるべし、もを一番確かに知らんと　囚人　其の日の（大祭日來る大祭日か日曜日をさす）前に外役がでるから今日だと云ひましたせ看守ナアニ。」と然らば愈よ其授與式は某の祭日と知られたり此度は人數を確めたいと思ふから逆くに　囚人　でも旦那今度はしぼひでn。ありませんか。たつた二十人しか貰へないそうですチー看守ナアニ　囚人　それでn五十人もありますか看守ウーン。」然らは二十人以上五十人以下と知られたり此度は乃公はどうだ貰へるかな一番あてゝみろと　囚人　私あんぞはいけませんいくら勉強してもむだデス。」といやみらしく怨言を吐く看守の顏は否と答ふさらばと彌よ圖に乘つて失望落膽の意を示す看守も氣の毒にあり云はざるを得ず看守ナアニ。」と吐く愈よ確めようと　囚人　でも旦那今朝監督さんがてまいのやうな奴は賞表も何も貰へるものかと云ひましたもの看守ナアニ。」此れにて乃公も受賞の恩典に陪せりと知るなり

一例すれn斯くの如し固より此のあてに囉るか如き看守者n今日は最早地を拂つて有らされとも囚人の狡智敏黠又見るべきものもあらんかと注意あらんことを要す

●徳川文庫獄制一般（承前）

○死罪御仕置之事

一縱役打役不殘牢庭へ罷越し打役は牢輪出口に立居て輪内へは牢番同心二三人無屆（大小を帶せざる者を云）下男八人入り縱役n輪外へ廻り御仕置に成るべき囚人大

牢に居る時は鞘外より大牢戸前へ向く此時鞘内にて小牢番同心縦を外し庇を開く當番縦役は大牢何所無宿誰は居るか牢名主答て居りますと何所無宿誰と大聲に呼其名差し囚人を左右より相牢役人番人にて手をとり戸前より正面の羽目へ押付け夫より牢内役人取圍み牢根太をふみあらし戸前へ押出す外に死刑の者無き時は縦役共揚屋二間牢御沙汰の者あい牢内名主並役人の聲あゝと答囚人は鞘内にて切縄を掛鞘外より縦役出牢證文を以名前肩書書入れ掛り附相改め鞘口より相役縁出し下男縄取改番所へ引すへ尚又縦役再應名前肩書其外得と相改め打役一人牢屋見廻り詰所前へ罷越し御仕置差出いる旨案内致す夫より檢使一同役番所へ罷越當番縦役出牢證文を以名前肩書其外とも引合せ檢使へ渡す檢使掛り次第書付を以て請渡し直に側に扣へ居る非人大勢にて取圍み打役附添牢前通り死罪場入口へ廻し目隠致す檢使其外掛りの埋門を出檢使場へ廻り

一檢使其外相揃切場口より打役四人先に立囚人は非人三人にて縄取引出す當番縦役四人の名を開答候得ば直に場所凹の所俵菰の上草履をぬがせ居へ手傳人足は腰の小刀を以切縄の背結び目より襟の方へ上ヶ胴縄切り捨着物引下ヶ肩を出させ手を揃へ首をのへさせ手を引き首討役町同心之れを討つ

但相對にて御様御用 相初いる山田浅右衛門へ遣し爲討いる事も有之

死罪の儀ハ牢屋見廻縦役ゟ差圖致し縦役ゟ打役に申繼く

但 死骸は何れも取捨候得とも様の物成り雜き分ハ回向院千住の寮へ遣し爲捨候事

揚屋もの並女下手人御仕置之事

○下手人御仕置之事

一死罪御仕置は同様別儀無之

但 死骸は取捨候得とも様し物又は不申付小塚原回向院寮へ遣し爲埋候

○引廻御仕置之事

牢を出し候上は死罪の者前書手續同様改番所前にて三寸廻り程の藁太縄を腰縄に致し藁細引を增縄にかけ夫より牢屋見廻り案内致し前ヶ條同様檢使に渡し相濟(寺社方、加役方御勘定方)囚人に候得は檢使より出役に引渡し檢使町方與力請取り前ヶ條同様非人人足取圍み裏門より出て非人とも囚人を抱き馬に乗せ候事

一馬に乗せ方は鞍の上に菰を壹枚うち掛け囚人乗り候得は右三筋の縄を乗り候菰へ引通し馬添の非人左右より両人にて右縄をとりうでかざるよふにいたし別に馬に縛り付候儀は無し重病の者ハ曲縁と唱へ候木に結ひ付鞍に縛り付候

一引廻檢使は町方與力双方貳人馬上にて附添下役同心ハ囚人の人數に寄り不同なり

但檢使與力は御仕置前日月番又は掛り町奉行に申渡す

一引廻し歸の節ハ牢屋より出候見はしのもの爲知一同死罪場へ罷越囚人裏門前にて馬より下し引入檢使與力同心一同引續き這入り檢使場に罷越し夫より前ヶ條之通り

町奉行所一方より(朱鞘一本 梢道具一本)宛谷の者請取如斯堅固致し御用濟の者持參元の所へ納るなり

○引廻し行列

一先拂非人五人幟持手代りとも非人三人捨札持手代とも非人三人幟二本手代りとも谷の者四人捕道具二本手代りとも谷の者四人囚人に附添非人四人宰頭谷の者二人宰頭小屋頭非人二人

一引廻し御仕置者有之節道筋吉原町の内當る有之ハへとも道筋書等にハ吉原町の儀相除き日本堤通りと認めやハ前より吉原町へは引廻御仕置は引入れハ儀は無之ハ得とも旁道筋右に付吉原町と有之ハ儀後々に至り紛敷ハ以來とも右場所の儀ハ除き可やハ(安永三午年十一月極)

○獄門御仕置之事

一死罪御仕置の通首打落しハ得ハ非人直に首引揚ヶ手桶の水にて洗ひ兼て手當致し置ハ俵に入れ獄門檢使町方年寄同心双方二人出て右首請取先ハ幟捨札を建て其跡より首入ハ俵を非人両人にて荷ひ檢使同心差添淺草品川御仕置場へ罷越獄門に掛る

但引廻し無之ハ得は幟無之

一獄門臺壹人貳人三人一所に掛候儀も有之候由の處文化三卯年四月廿五日南町奉行掛にて淺草におゐて獄門貳人有之臺へ貳つに懸け其後同六巳年七月廿七日獄門貳人臺貳つ掛け候よし

右は人數に寄り差略有之候事

一獄門首晒日數三日二夜

上青人谷の者六人
下青人非人六人

但三日目掛り町奉行所は彈左衛門伺の上取捨に相成候

右晒中近邊

御成其外障の儀有之ハ得は町奉行より申付取捨候

一捨札ハ三十日建て取捨る

右同斷の節は取除き置殘日數建之　(未完)

統計

●廿五年中假出獄認下不認下及停止人員調

廳府縣	認可	不認可	計	停止	廿五年々末囚員	囚人百人ニ對スル仮出獄者
警視	九	一	一〇	一	三、六〇六	〇、二七七強
京都	八		九	一	二、〇九八	〇、四二九弱
大坂	五九		五九	三	三、四三五	一、七一八弱
神奈川	八		八	一	一、三七四	〇、五八二弱
兵庫	一一		一一		二、三一九	〇、四七四強
長崎	九		九		九四八	〇、九四九強
新潟	一八		一八		一、二五〇	一、四四〇
埼玉	一五		一五		一、二一〇	一、二三九強
群馬	一六		一七	一	九三一	一、八二五強
千葉	三		三	二	九七〇	〇、三〇九強
茨城	五		五		一、二一三	〇、四一二強
栃木	一五		一五	一	八二八	一、八一二弱
奈良	一		一		五一七	〇、一九三強
三重	一〇		一〇	一	一、三一二	〇、七六二強
愛知	四		四		一、八五五	〇、二一六弱
岡山	四		四		一、〇八六	〇、三六八強
島根	一		一		三九九	〇、二五一弱
鳥取	八		八		一、一八六	〇、六七九強
山口	二二		二二	一	九〇一	二、五五三弱
広島	一		一		一、二七五	〇、〇七九弱
山口	四		四		八二一	〇、四八七強
愛媛	一六		一六		一、一八二	一、三五四弱
香川	七		七		四七四	〇、一四八弱
徳島	四		四		三五二	一、一三六強
高知	一六		一六		六四二	〇、六五六弱
福岡	七		七		七六二	一、〇七八弱
佐賀	一		一		四六四	〇、四〇四弱
長崎	一一		一一		四九五	一、四一四強
熊本	一		一		七五八	〇、九二四弱
大分	一		一		四九五	〇、六二九強
宮崎	一		一		九五三	〇、一六七弱
鹿児島	一		一		一、七九九	一、六二四弱
沖縄	一		一		一、六六三	〇、六七二弱
山形	一		一		一、〇四二	〇、一二六弱
秋田	一		一		一、〇四五	
宮城	一		一		一、五八八	
福島	一		一			
石川	一		一			
富山	一		一			
新潟	一		一			
長野	一		一			
岐阜	一		一			
静岡	一		一			
愛知	一		一			
三重	一		一			
滋賀	一		一			
京都	一		一			
大阪	一		一			
兵庫	一		一			
奈良	一		一			
和歌山	一		一			
鳥取	一		一			
島根	一		一			
岡山	一		一			
広島	一		一			
山口	一		一			
徳島	一		一			
香川	一		一			
愛媛	一		一			
高知	一		一			
福岡	一		一			
佐賀	一		一			
長崎	一		一			
熊本	一		一			
大分	一		一			
宮崎	一		一			
鹿児島	一		一			
沖縄	一		一			
計	二〇〇	一	二〇一	二〇	七〇、〇〇〇	〇、二八六強

本表仮出獄者ノ百分比例ハ參考ノ爲メ試ニ廿五年々末囚員ニ對比セシナリ

●廿五年有賞表者處罰者比較表

廳府縣	有賞表者	現在囚員	百分比例	處罰人員	在監囚員	百分比例
北海道廳	三	一	三	一	一、五〇七	〇、一九九強
沖繩縣	一	一	一	一	一、二七七	〇、一六六強
鹿島廳	三	一	三	一	一、三二三	〇、一二一弱
宮崎縣	二	一	二	一	一、五六六	〇、一四一弱
熊本縣	六	一	六	一	一、〇三〇	〇、六八〇弱
佐賀縣	一一	一	一一	一	五九四	二、〇二〇強
大分縣	七	一	七	一	八五五	〇、七〇二弱
福岡縣	二一	一	二一	一	四六九	〇、四二六強
高知縣	一五	一	一六	一	五〇五	〇、五九四強
愛媛縣	二	一	二	一	一六八	〇、五九五強
香川縣	三	一	三	一	六九七	〇、四三〇強
鹿兒島縣	三	一	三	一	一、四二三	〇、一二九強
長崎縣	二	一	二	一	一、〇二一	〇、一九八強
福井縣	五	一	五	一	一、一四二	〇、一〇七強
和歌山縣	一一	一	一一	一	一、一〇一	〇、一〇〇強
愛知縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
岡山縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
靜岡縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
三重縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
奈良縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
栃木縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
茨城縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
千葉縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
群馬縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
埼玉縣	一一	一	一一	一	一、〇一一	〇、一〇〇強
兵庫縣	二二〇	二、三一八	九、五	一、四二三	一〇、七二一	一三、二
神川縣	九三	一、二一六	七、七	一、三五五	一〇、一三〇	一六、七
大坂府	七一五	三、一八六	二二、五	三、〇九五	八、一三〇	二〇、三
京都府	二四一	二、〇六九	一一、五	六、四三八	七、四九一	八五、二
靜岡縣	四〇二	三、四六一	一一、八	五、一八八	一一、一八四	四六、八

廳府縣	有賞表者	現在囚員	百分比例	處罰人員	在監囚員	百分比例
長崎縣	一四〇	九〇三	一五、五	一、三九二	三、七六八	三、六九
滋賀縣	一八九	一、三五二	一四、〇	一、一〇一	四、六五一	二三、七
三重縣	一一一	一、二六二	九、九	二、一五一	三、九五八	五四、三
岡山縣	一八〇	九八〇	一八、四	一、一八七	三、八二三	二八、四
靜岡縣	一〇六	九七五	一〇、九	五九一	四、二五三	一三、九
山形縣	一七八	一、一八九	一五、〇	六〇九	四、二〇〇	一四、五
秋田縣	一五八	八二六	一九、七	二、〇二一	三、六〇五	五六、一
福島縣	五九	四九五	一一、九	八一〇	二、一四五	三七、八
宮城縣	九四	一、三九一	六、八	九六九	五、六一五	一七、五
長野縣	一〇七	一、〇六四	一〇、〇	二、七六〇	三、〇九四	八九、二
岐阜縣	四〇	四三〇	九、三	一、四三三	二、一九六	六五、三
滋賀縣	八二	一、一六五	七、〇	七三一	四、〇八九	一七、九
山梨縣	八八	八三五	一〇、五	二、二二七	三、七一一	二八、四
福井縣	一二六	一、二四四	一〇、一	三九七	四、一五五	九、六
宮崎縣	七六	八五二	八、九	四一一	二、九七七	一三、八
鹿兒島縣	二六五	一、一三八	二三、三	三四三	三、〇七〇	一一、一
岩手縣	五二	四六七	一一、一	五九	一、五六六	〇、四
青森縣	七一	三八四	一八、五	四五	二、七三四	〇、二
山形縣	四六	六四一	七、二	六〇七	二、二九一	二六、五
秋田縣	六九	六八一	一〇、一	三六五	二、六九六	一三、六
福島縣	五一	四六八	一〇、九	一六〇	一、二九二	一二、四

矯正図書館

統計

| | | |

又減食執行ノ日數總計ハ　百八拾貳日間
ニシテ一日一人ノ平均減量ハ　〇・〇・〇・〇
百八拾八匁
ナリ之レヲ處罰者各自ノ日數ニ據ヲ區別スレハ左表ノ如シ

第一表

番號	減食日數	人員	處罰前一人ノ平均體重	處罰後一人ノ平均體重	平均一人ノ減量
1	一日間	四拾八人	拾四貫〇八十九匁	拾三貫七百八十九匁	三百匁
2	二日間	三拾六人	拾四貫〇十六匁	拾三貫六百四十二匁	三百七十四匁
3	三日間	拾九人	拾三貫百四十二匁	拾二貫八百三十一匁	三百十一匁
4	五日間	一人	拾三貫九百十匁	拾三貫五百十匁	四百十匁

第一表ノ減食日數ノ種類各個ニ就テ平素給與ノ食量ト處罰時ニ減セラレシ食量トノ關係ニ於ケル成績ヲ相對照シテ示セハ左ノ如シ

第二表

減食日數	平素給與ノ食量	減食ノ量	人員	處罰前一人ノ平均體重	處罰後一人ノ平均體重	平均一人ノ減量
一日間	四合乃至六合	二合	三十五人	十四貫百二十二匁	十三貫七百九十二匁	三百三十匁
	七合乃至八合	二合	九人	十四貫二百六十八匁	十三貫九百八十三匁	二百八十五匁
五日間	五合乃至七合	三合	四人	十三貫四百九十五匁	十三貫二十五匁	百七十匁
二日間	四合乃至六合	二合	三十六人	十三貫六百〇八匁	十三貫百八十三匁	四百十匁
	七合乃至八合	二合	九人	十五貫〇五十二匁	十四貫五百六十八匁	四百八十四匁
五日間		三合	一人	十六貫三百九十匁	十六貫二百二十匁	百六十匁
三日間	四合乃至六合	二合	十四人	十二貫六百十二匁	十二貫二百九十四匁	三百十八匁
	七合乃至八合	二合	四人	十四貫八百五十七匁	十四貫五百四十二匁	三百十五匁
五日間		三合	一人	十三貫六百九十匁	十三貫五百匁	百九十匁
		二合	一人	十三貫九百十匁	十三貫五百匁	四百十匁

又減食種類各個ニ就テ年齢（毎十年期）ニ據リ調査セシニ左ノ成績ヲ得タリ

第三表

減食日數	年齢	人員	處罰前一人ノ平均體重	處罰後一人ノ平均體重	平均一人ノ減量
一日間	二十年迄	五人	十三貫四百八十匁	十二貫八百九十匁	三百十八匁
	三十年迄	十五人	十四貫百九十八匁	十三貫八百八十匁	三百十匁
	四十年迄	十四人	十三貫九百〇一匁	十三貫六百七十匁	二百八十一匁
	五十年迄	十三人	十四貫四百十一匁	十四貫百三十匁	二百八十一匁
	六十年迄	二人	十四貫二百八十五匁	十四貫〇七十五匁	二百十匁
二日間	二十年迄	五人	十一貫九百八十四匁	十一貫六百〇八匁	三百七十六匁
	三十年迄	十五人	十三貫八百七十三匁	十三貫四百三十九匁	四百二十四匁
	四十年迄	七人	十五貫百〇一匁	十四貫七百五十六匁	三百四十五匁
	五十年迄	七人	十四貫九百五十六匁	十四貫三百三十匁	六百二十六匁
	六十年迄	二人	十三貫六百三十五匁	十三貫四百四十五匁	百九十匁
三日間	二十年迄	六人	十貫八百九十匁	十貫五百九十五匁	二百九十五匁
	三十年迄	六人	十三貫七百八十三匁	十三貫五百三十三匁	二百五十匁
	四十年迄	六人	十四貫九百七十一匁	十四貫四百八十三匁	四百八十八匁
	五十年迄	四人	十三貫二百九十三匁	十三貫百七十七匁	百十五匁

五日間三十年迄　一人　十三貫九百十匁　十三貫五百匁　四百十匁

又更ニ處罰者總人員百零四人ニ於ケル處罰前ノ體重（毎一貫匁）ニ於テ其減量ヲ見ルニ次ノ如シ

第四表

體重別	人員	處罰前一人ノ平均體重	處罰後一人ノ平均體重	平均一人ノ減量
十貫匁迄	四人	九貫四百二十五匁	九貫二百五十匁	百七十五匁
十一貫匁迄	三人	十貫六百九十匁	十貫二百二十匁	四百七十匁
十二貫匁迄	六人	十一貫六百四十七匁	十一貫百五十匁	四百九十七匁
十三貫匁迄	十七人	十二貫六百二十匁	十二貫四百〇六匁	二百十四匁
十四貫匁迄	二十八人	十三貫四百六十五匁	十三貫百四十一匁	三百二十四匁
十五貫匁迄	二十人	十四貫五百四十八匁	十四貫百六十二匁	三百八十六匁
十六貫匁迄	十五人	十五貫五百三十匁	十五貫百八十八匁	三百四十二匁
十七貫匁迄	六人	十六貫三百四十七匁	十六貫百〇二匁	二百四十五匁
十八貫匁迄	四人	十七貫四百六十五匁	十六貫七百十匁	七百五十五匁
十九貫匁迄	二人	十八貫四百六十匁	十八貫百六十五匁	二百九十五匁

以上ノ各成績ハ少數ノ人員ナルヲ以テ素ヨリ完全ノ者ニ非ラサレ𪜈只其一端ヲ想像シ得ルノ價アリト信セシガ故ニ之レヲ夏期ニ於ケル体重減量ノ成績トシテ他日ノ參考トナシ尚ホ今後各期ニ於ケル調査成績ノ報告ヲ怠ラサル可シ

●看守教習卒業

佐賀縣　監獄署

佐賀縣看守　波多江　千代藏

仝　井村元史

右教習中之所本日卒業証書ヲ授與セラル

●吏員任免

大坂府　監獄署

任大坂府監獄書記給十級俸　岡田竹次郎

九月廿五日　（堺監獄支署詰）

仝　看守部長ヲ命ス　看守　三上哲九（監獄署詰）

仝　仝　中原治左衛門（仝）

仝　仝　竹村象吉（仝）

仝　仝　梅村喜久太（仝）

●司獄官會議

栃木縣　監獄署

本縣ニ於テ本月十二日ヨリ監獄署及支署監獄書記並ニ看守長監獄醫教誨師等召集シ獄務緊要ノ件ヲ會議シ同月十五日議了閉會セリ

●仮出獄ノ効果

富山縣監獄署員報

富山縣富山市大字八人町十九番地

士族　飯野兵江　四十年

右ノ者官文書僞造ノ科ニヨリ明治十九年十二月三日富山重罪裁判所ニ於テ輕懲役七年ノ處刑ヲ受ケ富山縣監獄署ニ行刑中ノ處能ク獄則ヲ謹守シ作業ニ勉勵シ改悛ノ狀顯著ナルヲ以テ其筋ノ允許ヲ經テ殘刑二百六十一日間仮出獄ヲ許ス則チ本年三月十七日放免セシモノナリ尚其以來良民ト伍ヲ同フシ能ク家業ニ勉勵シ一家ヲ維持スルニ勉メ社會人民ノ信用ヲ博シタルモノヽ如シ先頃當市大谷派別院内相續講ノ雇トナリ月給二圓五十錢給與セラルヽニ至ル是レ全ク過悔遷善ノ効果ナランヤト思料セリ其以來モ言行一致シ表裏反覆ノ風跡ナク能ク正直ニ勤勉スルヲ以テ講中ニ於テモ感稱シテ止マスト云

●看守教習卒業

奈良縣　監獄署

本縣看守教習所第七回受業生卒業人名左ノ如シ

看守　坂本芳太郎

仝　藤瀬鴻

仝　川村芳太郎

仝　桑原好三郎

仝　松本大吉郎

仝　辻末松

佐賀縣　監獄署

●假出獄

佐賀縣東松浦郡唐津町士族

一監守盜ノ罪ニ依リ輕懲役七年　上野貞義

福岡縣穗波郡幸袋村平民

一姦通罪ニ依リ重禁錮二年　佐藤タヂ子

右ハ當縣監獄署ニ於テ謹愼服役中ノ處其筋ノ允許ヲ受ケ仮出獄ニテ本日出監セリ

●司獄官任命

廣島縣　監獄署

非職ヲ命ス　廣島縣監獄書記兼看守長守下藏

經理課勤務ヲ命ス　廣島縣監獄書記　牛尾穗五郎

廣島縣看守長　河崎策五郎

任廣島縣監獄書記給九級俸
庶務課勤務ヲ命ス

●司獄官會議　岡山縣　監獄署

本月十八日十九日兩日間岡山縣監獄署ニ於テ各支署長監獄書記看守長及監獄醫等ヲ招集シ第十八回監獄會議ヲ開キ作業及ヒ衛生ニ關スル事項其他獄務上要件ヲ議了セリ

●假出獄　京都府　監獄署

明治十八年十一月二十日京都重罪裁判所ニテ言渡一重懲役九年　京都府天田郡友淵村平民　細見五郎助
仝十七年六月十八日仝上　仝府中京區元第十七組中之町平民
一仝　十年　岡本仙太郎

右者願書の通處斷ヲ受ケ入監候處其以來能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀顯著ナルモノニ付假出獄ノ義其筋へ上申シ認可ヲ得候ニ付今回假出獄執行相成タリ

●看守教習卒業　長野縣　監獄署

長野縣看守　小池德三郎
仝　中村馨
仝　渡邊友治
仝　入山勝重
仝　勝川文吉
仝　常田吉重
仝　青木榮太郎
仝　中村末太郎

右第五期教習科程卒業

●看守教習卒業其他　廣島縣　監獄署

本縣看守教習所ニ於テ第四回受業生六名試驗ヲ執行セシニ兆レモ及第セシヲ以テ客月三十一日卒業證書ヲ授與セリ其人名左ノ如シ

沖義磨
石川勇
日山伊三郎
城山貞人
山本義亮
小幡孫三郎

本縣ニ於テ客月二十六日左之通任命アリタリ

非職扁岡縣監獄書記兼看守長　牛尾謙次郎

任廣島縣看守長
給九級俸
警守課勤務ヲ命ス

雜報

●免幽閉者の治産に就て

流刑囚にして幽閉を免せられたるときは治産の禁の幾分を免することを得とは刑法第三十六條の規定なるも之を免するには仮出獄の如く内務司法両大臣へ上請を要するか將た重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若くは職業を營まんとするときの如く警察署に申請して許可を受くるものある乎明文なきを以て疑惑を生じたるに依り或向より其筋へ伺出たる處集治監(北海道)典獄に於て許可すへきことに指揮せられたりと聞く

●囚人を刑事の事實參考人として押送せし場合の費用

在監囚にして刑事の事實參考の爲め所在地外の裁判所(管の内外を問わず)より召喚を受けたる場合には其旅費日當ハ從前は刑法附則第卅四條同第五十條に依り之を監獄署より裁判所に請求し其請求し得たる金額は悉皆地方税雜收入へ編入すへき扱ありしも頃日或裁判所に於ては旅費日當は本人に下渡すへきものにして監獄署へ下渡すへきものにあらすとおし如何程監獄署より請求するも之に應せさるにより疑惑の點を其筋へ伺出たるよりして段々詮議の上從前の扱を改め官署は本人の代理として之を裁判所へ請求し護送途中及在監中の實費を引去り其殘餘は本人へ付與し護送官吏の旅費は刑事に在ては請求の限にあらすと指揮せられたる由

●看守の襟手袋料給與

看守の襟手袋は多く之を本人の自辨とし之を給與するは内務大臣の認可を得て僅々一二ヶ所なるに過ぎさるやに聞き及び居りたるも之を自辨とおすときは各自思ひ〳〵のものを用ひ服裝上一定を欠くのみならず甚た体裁を損し宜しからず去迚自辨のものなるを強て其物品を嚴定藏束するは爲し難き事情もあり旁々襟手袋は被服の屬具として給與することに爲し代金を以て支給することにせんと其旨を主務省へ稟議せし向ありしに許可せられたる趣あり

●未丁年囚の授學

讀書習字算術等を教授するは十六歳未滿の幼年囚又は懲治人に限る義なるも實際年長者にも教授するの

必要ありとて役業に差支へさる樣敎授するに依り二三年未滿の囚人にも授學せしめたしと其筋へ稟議せし向ありたるやに洩れ聞きしが差支へおしとて許可せられたりと傳聞せり

●典獄の更迭

曩きには集治監及府縣典獄の更迭ありしに又々客月廿六日左の如き更迭ありたり

任京都府典獄（高等官八等）　福井縣典獄　六角　耕雲
任神奈川縣典獄（高等官七等）　內務屬　小河滋二郎
任福井縣典獄（高等官八等）　控訴院書記　高木　正嫌
任德島縣典獄（高等官八等）　新潟縣參事官　白倉　通倫
任高知縣典獄（高等官八等）　內務屬　神谷彦太郎
非職を命す　京都府典獄　小野　勝彬
仝　神奈川縣典獄　小泉　保直
仝　德島縣典獄　福原　元資
仝　高知縣典獄　永松　傳

因に記す今回內務屬より榮轉せられたる小河滋二郎氏ハ永く警保局監獄課長の職を奉し學理に通し實際に達し獄事の爲めには熱心に尽力從事せられ之か改良進歩を圖る上に就ては最も卒先措畫せられ今日あるを致せしは氏の力與て勘からず又神谷氏ハ十年の久しき間內務省に在て獄務のみに從事し細大通曉せさることおく斯道のためには尽力せられたる人ありと傳聞す如此斯道に堪能ある兩氏にして出て典獄とおやる吾人ハ兩氏の榮轉を祝すると共に監獄社會の爲めには賀せさるを得す故に茲に一言す

●警保局監獄課長の後任

課長たりし小河滋二郎氏出て神奈川縣の典獄となられたるに付其後任ハ同課員眞木喬氏之を襲はれたり

●看守部長監獄署にも設置せらる

看守部長は監獄支署にのみ設置することを許され居りたる處本署にも設置するの道を開かれんことを當局者間には頻りに希望せられたりと聞きしか其希望は終に貫徹し去月廿二日內務省訓令第十六號を以て廳府縣監獄及集治監假留監にも設置するの訓令を發せられ是迄の如く支署に限らず廳府縣監獄と云ふて廣く引用せらるゝことゝなりたれば本署にも無論設置すへきことを命せられたるものと知るべし當局者諸君の滿足思ひ遣らる

●押丁の廢止は漸く全國に普及せんとす

押丁を全廢せしは獨り九州のみに限りたるが來る廿七年度よりは處々に全廢說行はれ已に內務大臣の許可を經られたる地方勘からすと聞く今其許可を得られたる縣名ありとて洩れ聞く處にては茨城新潟北海道鬱等あり

●再審に付せられたる軍人處斷囚の取扱方

犯罪人歲匿罪に依り陸軍々法會議に於て普通刑法に依りて禁錮の刑に處せられ地方獄へ移送拘禁執行中の者ありたる處再審に付せらるゝことゝあり陸軍治罪法第百條に從ひ刑の執行を停止す此停止中は陸軍監獄へ返還すへきものなる乎將た地方監獄の拘置監に收禁すへき乎果して然らば自衣を着さしめおき其身分は囚人の例に從ひ處遇し可然乎の疑あり或向より伺出たる處地方監獄の拘置に收禁し囚人の例に從ひ處遇し自衣は着せしめ可ありとの詮議に決し其指揮ありたるやに洩れ聞きぬ

●薰蒸器械の功用

宮城縣監獄署に於てハ客年十一月中監獄署內に腸窒扶斯病流行し之れに感染したる囚人殆んと一百名に近く發病以來豫防を怠らざるも本年四月に涉り仍ほ撲滅に至らす此際適應の薰蒸器を設備し在監人の被服臥具等一般消毒を行ひ速に撲滅せんと仙臺市鉄工村井重春なるものに命し鉄製の薰蒸器を製造せしめ之れを百二十五圓五十錢を以て購求し其後被服臥具等總て薰蒸せし所其溫度百度以上に蒸沸し爲めに消毒の功を奏したるのみならす從來撲滅に苦み居りたる監房內牢風子全く驅除するに至れり之れ偏に薰蒸器械の功用に因れりと（詳細の報道器械の略圖）は次號に揭くべし

●護送

刑事被告人を一監獄より他監獄に押送し又は警察署より裁判所及監獄に護送するに當りて囚人と混同するあり男女を連繫するあり隨分甚しき事柄を目擊することありとは今日の時節柄實に遺憾千萬ならすや尤男女を一線の縛繩に連繫すとも謂ふへき工合に一人の巡査にて男女兩姓の被告人又は囚人を護送するところを親しく目擊したることあり其實況を圖に示せは

男囚
女囚 V 巡査

の如し由て直接に監獄を責むるは稍々酷に失するかおれとも矢張看守押丁の護送する場合にも右の如き有樣を目擊したるとならにあらされは序に一錢御見舞申事如件

矯正図書館

●愛憎は紀律を害する魔藥なり

物、平を得されば必ず鳴るとは故人の名言あり凡そ在監人を遇するには甲乙其人に依て厚薄あるの如き偏頗の扱ありては難御の術挙らさるのみならず自己の徳望をも損するものあり夫れ厚薄偏頗ハ愛憎心より生せさるはなし而して愛憎の事物に顯はるゝときは必すものゝ公平を失す此の如くなるときハ信賞必罰の實挙らずして紀律の壞敗を招き獄事の改良てうことハ到底望み得へきことあらず戒護の任に當る者ハ特に茲に注意し私心を去り公平を旨とし愛憎偏頗の扱を避けざるへからず若し愛憎偏頗にして避くるを得ハ始めて信賞必罰の實を所幾し得へし又上官たる者も看守等を罰するに當ても勵めて私心を去り愛憎の念を絶ち私意の爲めに公事を枉けず專ら公平てう模型に依りて百般の事物を鎔造するとゝおし胸中に明鏡を掛け正を正とし邪を邪とし能く善惡を辨議するを得て賞罰を行ふことに注意せずんば信賞必罰の實挙らさるに試に思へ同し過失怠慢ある者の中に就き甲ハ罰して乙ハ之を罰せず殊に私意上の關係よりして事を枉くる如此不公平の處置ありとせんか誰か能く之に服せんや否不公平を唱へて其處置を攻撃せん假令一時ハ壓制し得るも上官の威嚴ハ他に落て知るとゝ知らさるとゝ皆悔蔑するに至らん此の如くにして獄事の改良を圖らんとす焉ぞ其目的を達することを得ん今日は是れ同習を墨守すへき時あらず進んて改良進歩を圖らざるべからず然るに愛憎以て事を處し一種不可思儀の情弊を養成するが如きことあるに至りては前途甚た憂ふるに堪へたり若し改良に意あらば公平てう利劒を振ふて愛憎偏頗てう魔軍を斬れ然らざれば眞の改良整理ハ得て望むへからさるあり注意を玉ふ陛乎

●慈恵費に充る囚人領置貨物

監獄則第二十四條に依り囚人懲治人及刑事被告人の逃走し又刑死者死亡者等の領置貨物にして滿一ヶ年を經て受くへきものあく監獄慈恵の用に充る爲め廿五年度に於て地方税に收入したる金額其筋に於て調査せられたるものを聞き得たれは左に掲載す

東京	二六、一三二円	京都	九〇、〇八四円
大阪	二〇、一二〇	神奈川	六六、三七〇
兵庫	六一、二九六	長崎	一七、三八九
新潟	五、〇四八	埼玉	三、四三五
群馬	一九、七九八	千葉	一八、六五一
栃木	一四、九九〇	三重	二八、五七九
愛知	七、四〇一	静岡	四、七二九
長野	二九、二九〇	福島	九、二八八
岩手	八、四六八	山形	六、二五七
秋田	八、三四六	福井	一〇、三四七
石川	一、八九八		
計	三七六、九一六		

●岡山感化院生徒の卒業

岡山縣岡山感化院生徒二名ハ入院爾來院則に服從し五年間一日の如く謹慎勉强し期滿ち終に卒業せしを以て本月廿三日總理花房端連氏より入院者二名のものへ卒業證書及賞品を授與し續て祝祠の朗讀を終尚ほ訓話あり鄭寧懇篤眞情言外に溢れ生徒は勿論在院生は坐に感涙を垂る即ち本院創立以來第一回の卒業生にして甲は七圓八十八錢四厘乙は十圓九十一錢八厘の蓄積金を給與ありたりと聞く又其際花房院長の朗讀せられたる祝祠ハ左の如し

人性本善然れも邪心一たひ生せは忽ち其の本性を失ふ譬へは浮雲の明月を遮るか如し浮雲一たひ散せハ明月依然鏡を開くか如し子等一旦過つて本性の明を失ふも此の院に入るより心雲消散過を悔ひ善に遷り節を折り道を學ひ今や其の業を卒へ茲に本日を以て證書授與の式を行ふ子等の今日ある新に生を人間に得るの思あるべく子等父母あるか亦新に一子を得るの思あるべし而して予は更に吾邦良民を得るを喜ふ是れ單に性海道師教訓勸化の効あり豈に其恩を忘るべけんや子等今より益々身を修め業を勵み以て國民の分を尽せよ是れ師の恩に報する所以あり一言之を祝す

明治廿六年九月廿三日　花房端連

寄書

●闕席判決に對する控訴期間を論す

霞堂主人

闕席判決に對する控訴の期間は刑事訴訟法に規定あるを以て更に疑を生する者あしと思ひしに客年中司法部にて欠席判決に對する控訴の期間は三日あるや將た五日あるやとの疑問を提出せし者あり今又本誌第七號に於て同しく洋々散士の誤論を拜見せり殊に散士は大袈裟に欠席判決を受けたる者控訴期間に就ては既に法學社會の一問題として諸説紛々未だ一の

歸着する處を見す依て各府縣裁判所に於ては其解釋を異にし從て其期間に長短の區別を生し爲めに被告人の權利上利害を與ふ云々と吹立たり去りおから實際今日に在て散士の如く欠席判決に對する控訴期間を五日ありと解釋する裁判所は盖し之なかるべしと信す偶々前判事磯部四郎千谷判事に於て欠席判決に對する控訴は五日ありと云ひしとありとするも幷は千慮の一失あるべし（恐くハ両氏に推問せは忽ち其誤りを發見すべし）斯く申せは茲に闕席判決に對する控訴期間を論するの必要なきものゝ如しと雖も裁判所に於ては往々確定の上執行可有之との指揮書を發するを以て万一監獄官吏中散士の如く誤謬の見解を持する者あるに於ては其れ社被告人の權利上利害を與ふるにより敢て本論を草す

先つ散士の說を駁撃し而して後論辨すへきか順序あれとも法律は便宜の爲め故障を爲さすして控訴を爲すとを得せしむ故に……は直ちに控訴を爲すとを得（故障を省く爲め）と規定せり然らは故障の期間ハ第二百二十九條に定むる如く三日なるを以て其三日を經過するときは故障と同時に控訴の期間を過くるを以て第十七條に依り當然控訴の權利を失するあり

斯く說明せハ讀者諸君は一點の疑を存せざるべしと雖も頑たる散士は或は又候辨論を唱ふるやも知るべからさるを以て不本意おから散士の御得意なる其筋否法曹の意見の我輩と同一なるとを示し以て誨ゆる所あらんとす

明治二十五年四月十六日司法省法曹會委員決議

議案

欠席判決に對する控訴の期間ハ三日なるや將た五日あるや云々

決議

刑事訴訟法第二百五十二條第二項欠席判決を受けたる者ハ故障の期間内故障を爲さすして直ちに控訴を爲すとを得とあり右の法文ハ單に欠席判決を受けたる者ハ故障に代ふるに控訴を以てするを得るとを示したるものゝみおらす併せて其控訴を爲すには普通の控訴期間に依らす故障の期間即ち三日内に之を爲すへきとを示したる者と解せさるを得す加之若し此場合に於ける控訴の期間を五日なりとするときハ實際の取扱上非常の不便あるのみならす之の爲め遂に法律の規定を無効あらしむるの結果を生すへし何とおれは刑事訴訟法第二百二十九條の規定に依れは欠席判決を受けたる者判決の送達ありたる日より三日内に故障を爲さゝれは其判決は確定するものあり然るに故障の期間三日を經過するも尚は五日内に控訴を爲すとを得るものとすれは三日を經過したるも尚は其判決は確定したるものとして之を取扱ふとを得さるべし右の如く故障期間を

日あるへしと言ひ又同法第十七條あるを知らす第二百二十九條ハ三日内に故障を爲すとを得るとの規定にして三日を經過せは確定すとの規定に非さるを以て當然確定せざるものありと云ふに至ては愚も亦甚たし其結果刑の言渡ありたるとを知りたる日より三日の故障期間を得若し其期間内に故障を爲さゝるも控訴の權を失ふとなく尚殘餘二日間の控訴期間あるものと斷定せしハ是非もあき次第ありとす斯く一言したる上は是より余の說を開陳すべし

諸君刑事訴訟法第二百五十二條及第二百二十九條を看よ即ち第二百五十二條第二項には「闕席判決を受けたる者は故障の期間内故障を爲さすして直ちに控訴を爲すとを得」とあり又第二百二十九條にハ故障申立の期間は三日とす云々とあり由是觀之闕席判決に對する控訴の期間は三日あると明々白々一點の疑を存せさるなり何となれは第二百五十二條に於て明に「故障の期間内故障を爲さすして直ちに控訴を爲すとを得」と言へるを以てあり其故障期間内と明記せしにも拘らす法に明文あき以上は普通の控訴期間即ち五日間なる可しと云ふハ具眼者の說とは思はれさるあり又直ちに控訴を爲すとを得とあるは本來欠

經過したるに拘らず尙は其判決を以て確定したるものと爲すことを得されは第二百二十九條の規定は無効たるを免れさるあり故に第二百五十二條第二項の場合に於ける控訴の期間は故障の期間即ち三日なりと爲すを適當とす

●特赦の本質を論じ町田氏に答ふ

廣島　祿々學人

我が監獄雜誌第四卷第六號に於て町田六次氏あり特赦の本質を論じ併せて先達諸氏に質すと題する一論文を掲げ氏が特赦の解釋を示し汎く其疑を世に問へれたり吾人の賤劣なる自ら先達の士を以て許すにあらされとも亦聊か卑見おきにあらず且從來吾人の耳にする所に因れは特赦に付ては實務家中稍もすれは誤解を懷くものありと是に於てか吾人不敏を省みず敢て卑見を開陳し町田氏の質疑に對ふることゝは爲せり町田氏及讀者諸君夫れ之を諒せよ

獨逸法學博士ブルンチユリー氏曰はく特赦は既に時世に適へさる法律の苛酷ある所を寛和ならしめ且硬強にして變通し難き法律を千狀萬態なる目下の情勢に從て變通せしむるに欠くへからざるものありと宜なるかな此言取て以て我が特赦の制を說明するに足るべきなり

惟ふに社會の開明は日に月に駸々と發達進歩して止まさるあり然れば今日立法官が寛大と認めて制定したる法律は時世人情に適へざる苛酷の法律と化し去るものあるも亦自然の勢なり而して時勢の變通に伴ふて常に法律の改廢を行はんこと到底爲し得べきにあらず強て之を行へんか即ち朝令暮改の弊に陷り遂に人民をして容易に適從する所を識ること能はさるに至らしめん吾人は此の場合を稱して法律と時世との撞着と謂はんとす又法律あるものは本來正理公道に憑り平等に人民の權利を保護するにありと雖とも立法官たるもの神明にあらず何がでか複雜限りなき人事に應し完全無欠の法律を制定し得んや故に法律も千狀萬態の事實に當ては時として實際の情勢に當て箝さらざること無き能はず是れ自然法律に附着する欠漏と謂ふも不可なかるべし夫れ然り而して特赦は斯の如き時世と法律の撞着を調和し法律の缺漏を補ひ以て其運用をして平滑ならしむるものなり是れ特赦の因て起る所以あり

吾人曾て言へることあり法律へ正道にして特赦は權道なり既に權道たるの故に法律を以て豫め其適用すべき場合を定むることを得す若し之を定めんか特赦へ特赦たる所以を失ふべしと吾人が所謂權道とは時世と法律の撞着を調和し又法律の欠漏を補ふの謂なり夫れ正道へ公正を貴ふにあれとも時に變通あかるべからず世に宋襄の仁徒生の信と謂へることも純理上より論するときは正道たるに差支なかるべしと雖とも如何せん道の變通を欠けるを以て遂に仁たり信たる所以を失し却て正道を害するに至る一國治民のこと豈に之れに異あらんや法律何ぞに正理公道に憑れはとて苟も時勢人情に應し變通する所なければ宋襄の信たるの類を免かれす而して國利民福を保護するの法律は變して國利民福を害するに至らん然れとも權道たるの故を以て苟も濫用に渉るが如きことあらば一國の法律は遂に徒法死律たらんも知るべからす蓋し正道の源泉たる　天皇陛下に於て此特權を有し玉ふも其故亦茲にあるべきか

之を要するに特赦へ治民の權道に基くものにして本人の心術品行に起因するにへあらず故に彼の謹愼悔悟を名として特赦の具狀を爲すものゝ如きは誤謬の最も甚たしきものあり若し夫れ然らずとせへ刑事訴訟法に於て赦特の申立を爲すものゝ檢事典獄に止まらずして司法大臣にも尙此の申立を爲すことを得るへ解すべからさるに至るべし何とあれは司法大臣へ犯人とは甚た關係の隔絶せるものにして其心術品行に付て自ら何等の情狀をも知ること能へさるの位置にあればなり然らは此點に付ては吾人は町田氏と見を同ふするものゝ如し然れとも吾人は本人の謹愼悔悟を以て全然特赦と關係を有せすと爲すものにあらす特赦の起因する所へ治民の權道とは云へ既に　天皇陛下の恩典に屬するからは本人の情狀如何に憑りて取捨せらるゝ所あき能はされはあり即ち一旦處刑の判決を受くるも頑陋剛愎にして毫も已れの非を省みさるか如きものありせは至仁天の如しとは雖とも此恩典に浴することを得さる固より其所なるべし刑事訴訟法第三百三十一條の明文中本人の情狀を具し云々とあるも焉んぞ之れが爲めにあらざらんや

以上吾人の論述せし所にして多く誤りなからしめは特赦は果して如何ある場合に與へらるものあるかへ之れを知るに難からず設例は處刑判決當時の法律は改正せられ而して舊法へ新法に比して大に重きときか又は犯罪の情狀大に憫諒すべきものありて法律の

規定に依れる減刑は之を與へたるも尙其刑の重きを感するときか否らされハ犯罪は國家に非常の勳功あるものにして之を處刑するは却て治道に害ありと認むる場合等にあるべし曾てボアソナード先生は死刑の執行を受けたるもの其執行後蘇生せしものゝ處分を論して特赦を與ふべしと云はれたることあり（井上操氏刑法述義に見ゆ）蓋し其意は既に生命剝たるの上ハ飽まで命を斷絶するにあれとも斯くてハ犯人をして重て刑の痛苦を感せしむるのみあらず之を吾人の道義心に訴へて忍ひさるものあり故に特典に因り其刑を免除すべしと謂ふにあらん亦以て其要を得たりと謂ふべし終りに臨み吾人一言せざるべからざるものあり町田氏が示されたる假定の事實是れなり氏云ふ「無期刑の宣告を受け其執行中他の犯罪に依り輕罪の刑に處せられたるも爾來改悛の情顯著にして他囚の模範たるに足り而して獄に在る十五年實表四個以上を有するに至りしものあり此の場合に於て假出獄を與へんか刑法第五十七條第三項のあるあり終身獄に止めんか其情の憫然に耐へさるものあり之れを如何せは可ならんと」吾人は一刀兩斷斯る場合は特赦を具狀すべしと謂はんとす斯の如くせは刑法第五十七條第三項の制限ハ或る場合に於て遂に無効に歸するものあらんと嗚呼何んぞ之を無効と爲すにあらんや唯法律の缺漏を補ふと謂ふにあるのみ詳しく言へば同條の制限は普通の場合にあつてこそ必要あれ此場合に於ては充て箝さらさるものあり然るを尙之を株守し變通する所あくんば必要の制限ハ變して慘忍苛酷の制限と爲るべし故に特赦を以て之を變通し以て目下の情勢に協合せしむるは最も其宜しきを得たるものなれハあり

監獄報彙

●囚徒の種類（明治廿六年八月廿六日　東京日々新聞）

敎育は犯罪を減せずして反つて之れを增すものとハ人の唱ふる所なるが合衆國にては此れを試驗するの目的を以て委員を設け調査中の由なるが同委員ハリス氏が同國十七州の監獄に就て取調べたる所に據れば犯罪人の數敎育を受けざるものハ之れを受けたる者より多きこと八倍なりと云へり

●市内の傘商（明治廿六年八月廿四日　香川新報）

先頃紛議中ありし當市内傘商と監獄署内の製傘とハ間は過般協議行届き監獄署の製傘は悉皆市中同業者へ請負ふこととなりし以來大に都合宜しとあり

●脫獄者の自首（明治廿六年八月廿七日　岐阜日報）

本縣下舊苗木藩士鈴木貞三郎は我父の仇たるを舊郡長青山某を狙撃したる犯罪に由て岐阜監獄に拘留中震災事變の時脫獄して其行衛を晦ましたるが去る廿四日前就縛の時太田警察署長警部廣永本光氏に說諭を受けしとの事にて同氏方へ自首に及びしが昨日岐阜地方裁判所へ護送せらる

●絞罪場の落成（明治廿六年九月二日　知日報）

當監獄署内の絞罪場は大坂監獄署の絞場に見習ひ過般來改造に着手し居たりしが此程漸く落成したる由今回改造の絞場は地下凡八尺餘堀込み其上に二尺位高く搆へたる處に罪人を座せしめ死刑執行の宣告と同時に之を地下に落下し絞殺する方法にして從來の器械とは違ひ頗る便利ある仕組ありと云ふ

●監獄差入者の注意（明治廿六年八月廿日　愛知新聞）

愛知監獄署にては在監人に接見せんとする者の爲め昨日より左の如き貼紙を爲せり

一愛知監獄署在監人接見の願書は自今代書せざるに付詳細に事實を記載したる書面を以て申出ずべし

一在監人に書類書籍を差入んとする時は左の書式に依り申出すべし

何々何冊　何々何通

右は（刑事被告人囚人）何の誰へ差入申度御許可奉願候若し御撿閱の上御許可無之ときは自分へ御返付被下度之れに關する費用は總て負擔可致候也

但差入願人遠方の者あるときは返付品に係る受取人を定め其旨を追書押印するを要す

●强盜犯人の破牢（明治廿六年八月廿五日　時事新報）

元仙臺第二師團の兵卒加藤足藏は桂新之助と僞名し近縣及び府下諸所に於て强盜又は土藏破りを働らき金品を强奪したる廉を以て曩に長野縣警部の手に捕縛され仙臺に護送の途次碓氷峠の絶頂に來りたる際看守の透を伺ひ巡査を谷底に蹴落し其儘何れへか逃去しが此程警視廳の手にて捕縛し更に仙臺に護送して爾來宮城の監獄署に苦役中の處又も一昨日破牢し今に所在不分明に付逮捕方を警視廳に依頼ありしと

●德川時代諸國囚徒入墨ノ圖

江戸　同増入墨　京　大坂　伏見　奈良　堺

駿府　長崎　安藝　郡代　紀州　入墨ノ上ニ入墨ヲ重ネ消ス　日役所光明

佐渡　尾張　浦賀　大津　郡代　弾左衛門手下悪事墨　同人手下初テ欠落　同人手下二度目欠落　信州　高梨

會津

水戸　焼印

丹波



松前



水戸

鼻刺

